

## 第5章 2006年5月2日以降2007年3月31までに「留学」資格で受け入れた「留学生数」

図表 5-1-1. 2006年5月2日以降2007年3月31日までに「留学」資格で受け入れた「留学生数」

	a.「留学」資格で1年以内在籍した短期留学生		b.「留学」資格で1年以上在籍する留学生		c.在籍資格変更申請中等で5月1日までに「留学」資格が取得できなかった外国人学生		d.その他		e.いない	f.把握していない
	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数	学校数
合計	229	4,721	188	5,022	38	121	13	188	309	3
単位	校	人	校	人	校	人	校	人	校	校

「留学」資格で1年以内に在籍した短期留学生の数は、229校で4,721人となっている。この数は、従来、毎年5月1日に調査されていた留学生数には含まれていない数である。次に、「留学」資格で1年以上在籍する留学生の数は、188校で5,022人となっており、ここには9月入学の長期プログラム学生も含まれている。この数は、5月1日の時点では算入されていなかったが、次の年の5月1日の統計には含まれるものである。

これらの数値からわかることは、1年以上在籍している学生には及ばないものの、それに匹敵する数の学生が1年未満在籍しているということであり、短期プログラムとして留学の形態が多様化するなかで、そうしたプログラムが一定数の留学生を獲得していることが確認できる。「留学」資格で1年以内在籍した留学生数が多いのは、もっぱら都市部にある「大規模大学」(学生数2万人以上)<sup>17</sup>および「準大規模大学」(学生数1万人～2万人未満)に集中しており、いずれも留学生率が高い大学が多い。

なお、「在籍資格変更申請中」などの理由で5月1日までに『留学』資格が取得できなかった外国人学生数は、38校で121人となっており、これらは主として「就学」ビザからの切り替えが間に合わなかった学生と考えられる。

<sup>17</sup> 本文での大学規模の分類は、『平成18年度文部科学省先導的・大学改革推進経費による委託研究：留学生交流の将来予測に関する調査研究』(平成19年10月、研究代表者：横田雅弘、一橋大学留学生センター教育研究シリーズ)で用いられた「規模別5段階法による大学のグループ分け」(同30-31頁)による。

図表 5-1-2. 2006 年 5 月 2 日以降 2007 年 3 月 31 日までに「留学」資格で受け入れた「留学生数」  
 についての【コメント】

a	b	c	d	e	f	コメント
2	22					a/国内他大学から特別聴講生として受入
	6					b/10月入学
23	17					b/連合農学研究科含む
	36	9				c/留学調査では、留学生として数えています。
38	27		38			d/(10月入学の研究生等の非正規生)
			82			d/(上記のいずれに属するか不明)
17	3		17			d/「留学」資格で1年以内在籍する留学生(研究生など)
14		3	1			d/5月2日以降に在留資格変更を申請し、「留学」資格を取得した 外国人学生
8			14			d/JSSP
4				5		d/その他(修士課程への進学を予定する研究生)
			3			d/その他(調査時、取得在留資格確認(2名)、5/2以降に 在留資格 変更1名
14			1			d/大学推薦による国費外国人留学生(10月受入)

- (注) a : 「留学」資格で1年以内在籍した短期留学生  
 b : 「留学」資格で1年以上在籍する留学生  
 c : 在籍資格変更申請中等で5月1日までに「留学」資格が取得できなかった外国人学  
 d : その他  
 e : いない  
 f : 把握していない

## 第6章 2006年度に「留学」ビザ以外で在籍した外国人学生

図表 6-1. 2006年度に「留学」ビザ以外で在籍した外国人学生数

	a.永住	b.定住	c.日本人配偶者	e.その他 (外交・報道・医療・人文知識・国際業務・技術)	f.留学生 が在籍して いない、ま たは、留 学生を受 け入れて いない	g.留学ビ ザの学生 のみ在籍 している	h.留学ビ ザに変更 可能な者 のみ入学 を許可し ている	i.その他	j.把握し ていない
合計	909	301	233	525	127	204	40	40	50
単位	人	人	人	人	校	校	校	校	校

現在、日本の高等教育機関に在籍している外国人学生のなかには、「留学」ビザを持っているいわゆる「留学生」のほか、それ以外の在留資格で在籍している外国人学生がいる。本統計で調査したのは、そうしたいわゆる「留学生」以外の外国人学生数であり、「永住」、「定住」、「日本人の配偶者等」、「その他（外交・報道・医療・人文知識・国際業務・技術）」の在留資格をもつものである。

このうち、外国人学生として最も多いのは、「永住」ビザをもつ学生(909人)であり、ついで「その他」(525人)、「定住」(301人)、「日本人の配偶者等」(233人)をもつ者となっている。「永住」ならびに「定住」ビザをもつ者には、一般には在日韓国・朝鮮籍、在日中国籍などの人々が多く含まれるが、今回の調査では、そうした日本で中等教育を修了した在日外国人は対象に含めないものとして回答を依頼した。

こうした学生の分布をみると、「永住」「定住」、「その他」のいずれのビザについても、圧倒的に都市部、それも首都圏に集中しており、地方の大学ではごくわずかとなっている。これは、在日外国人の集住地域が都市部にあることとも関係があると考えられる。

### 【回答にあたり、各大学が付記したコメント】

a,b,c/国際交流センターでは把握していないが若干いる。Cは最低2人。外国人留学生入試では入学後、在留資格を「留学」に変更するのが原則であるが、個々の学生の要望により変更しない場合もある。

a/3名のうち、特別永住者1人

c/(1名のみ把握している)

c/1名は年度中に「留学」資格に変更、e/休学し、就労ビザに変更。特別永住権で外国帰国の学生

e/家族滞在

e/家族滞在

e/文化活動、教授

e/未確認を含む

e/家族滞在

e/特別永住

g/内 1 名 留学ビザへの変更遅延、6/6「留学」取得

h/(「国際留学生入試」受験者のみ)一般入試での入学者は把握しきれていない。

h/家族滞在ビザで来日し、日本の高等学校を卒業し、入学した学生が 1 名在籍

i/(2006 年度に在籍した学生は、「留学」および「短期滞在」であった。

i/「永住」で日本の中等教育・高等教育を修了した者のみ

i/2006 年 4 月開学の為、入管等調整が間に合わなかった為

i/2006 年度内に海外の中等教育、高等教育を修了した後、本学に受入れた留学 はいない。

i/2006 年度については、いませんでした。

i/外国人は在籍しているが、日本の中等教育、高等教育を修了している。

i/国内の高等教育を受けて入学している学生は在籍している。

i/国内の中等教育、高等教育を修了した外国人学生は在籍している(23人)

i/定住者でも日本の専門学校を卒業し本学に入学せいた学生が 1 名在籍した。

i/特別永住者 1 人、留学生 1 人

i/日本の高校を卒業した在日外国人は在籍

i/まれに「留学」から「日本人の配偶者」に変更する者もあるが 2006 年度は該当者なし。

i/留学生ビザの学生と、永住権を持って日本の中等/高等教育を修了した外国人学生が在籍

i/留学ビザの学生および日本での高等教育を修了した学生が在籍

i/外国人学生は 10 名いるが日本の高等教育を修了している。

i/特別永住者等、日本で高等教育を修了している

j/いることは把握しているが詳しくは、把握していない。

j/永住、定住など「留学」ビザ以外の外国人学生はいるが、海外の中等教育、高等教育を修了した後かどうかは把握していない。

j/在留資格「留学」以外の外国籍の人数は把握していますが、(22名)、資格別には把握しておりません。

## 第7章 短期外国人学生受入に関する個別大学の事例報告

この章では、各大学に対する質問紙調査とは別に、それと併行して行われたインタビュー調査に基づいた個別大学の事例研究を報告する。

ここでは6大学の短期外国人学生受入に関する具体的施策を紹介している。こうした事例研究によって質問紙調査に基づく量的分析だけでは理解出来なかった具体的な施策やプログラムとの具体的関連を把握することが可能になり、数量的データの背後にある全体的な意味連関をクローズアップさせることが出来る。しかし、実際、限られた調査期間でわれわれ共同研究者が各大学を訪問してヒアリング調査をする時間的ゆとりはあまりなかったと言わざるを得ない。従って、本報告以外の興味深い数多くの大学に対するヒアリング調査を断念せざるを得なかったのは残念であった。

実際のヒアリング調査の手続きは、以下のように行った。

短期外国人学生の受入に関する全国大学調査(「年間を通した外国人学生受入の実態調査」)を実施した。(2007年11月9日から12月10日)

全国大学調査結果の集計と分析(財団法人アジア学生文化協会に委託)をふまえて、短期外国人学生の受入を積極的に推進している大学、プログラム期間別に特筆すべき試みを行っている大学を有意に選択した。

それらの大学の内、実際のヒアリング調査の可能な大学(期間、地域、調査者の事情)を考慮して選択し、調査対象大学の留学(国際)交流担当者に調査目的を明らかにしてアポイントを取り、共同研究のメンバーがそれぞれ1時間~2時間程度のヒアリングを行った。

その結果を他の資料も参考にしつつ文章化し、調査大学の同意を得て今回の事例報告の対象とした。なお、ヒアリング調査した大学で、短期外国人学生の受入に関して参考にすべき特段の内容が見いだせなかった大学については、今回の報告対象から除外している。

以下、今回報告対象にした大学のアウトラインと選択理由について記述しておく。

全国大学調査(「年間を通した外国人学生受入の実態調査」)の結果、1年未満の短期外国人学生の受入れ校数は、第2章第1節で見たとおり調査回答631校中409校であり、その総数は15,145人であった。

短期外国人学生受入れで500名を超える大学はなく、100人以上受入れている大学は39校にすぎなかった。今回ヒアリング対象にした大学は、全て短期受入れが100人を越える比較的多い大学の中から選択した。

最も多い大学は上智大学であり短期外国人学生の受入れ数が500人近い唯一の大学である。上智大学は留学生全体の受入れ数も500人規模であり、先の留学生数区分ではBクラ

スの大学に相当する。<sup>18</sup> 従って、上智大学は留学生数と短期受入れ数の差がほとんどない。同様に留学生数 100 人規模の E クラスの大学でありながら短期受入れ数も 100 人規模であり、両者の差がないのが明治学院大学である。その点で短期外国人学生の受入れに特に力を入れていると思われるのが両大学であり、特徴的な大学である。

留学生数 C グループの龍谷大学も短期外国人学生の受入れ数が 200 人以上で短期受入れ数が比較的多い大学である。同様に、留学生数 B クラスの立命館大学も短期受入れ数が 200 人規模の大学であり、この両者は関西を代表する短期受入れ数の多い大学である。

また、留学生数はさほど多くない D クラスの大学でありながら、短期外国人受入れ数は 100 人以上で比較的多いのが青山学院大学である。

なお、佐賀大学は、今回のヒアリング対象の大学ではなかったし、今回の短期外国人受入れ調査ではほとんど数字に表れない大学である。しかし、実際のヒアリング調査（2007 年 2 月）で興味深い短期学生交流を行っていたので今回の報告対象とした。C ランクの地方の国立大学が地味ではあるが積極的に独自プログラムを推進していることが興味深い。ある意味こうした国際教育交流こそが短期外国人受入れの真の意義に添うものであると考えられよう。その一つの実例として紹介した。

以上のように、この 6 大学は短期外国人学生受入れ数が比較的多い大学として事例報告の対象とした。上記の対象大学にミッション系大学が多くなっているが、それも短期外国人学生受入れ校の特徴の一つにもなっている。

---

<sup>18</sup> 留学生数区分のクラス分けについては、第 3 章第 6 節を参照のこと。

## 1. 上智大学の事例報告

【ヒアリング日時】2008年1月29日

【場所】上智大学学事センター（東京都千代田区紀尾井町7-1）

### 1) 上智大学の外国人学生受入れ方針

上智大学では、以前より一貫して、国際的な相互交流、相互理解を大前提に外国人学生教育を行ってきた。そこでは長年の教育の歴史と伝統を重視しており、学生の欠員補充や経済的メリットを重視して外国人学生教育を行うというような発想はこれまでも一切無く、今も当然のことながら無い。

上智大学が創立当初より重視しているのは、均質性を求めるよりも多様性の尊重ということであり、日本人学生と外国人学生が相互に刺激しあうなかで、より活気のあるキャンパスが創造されると考えている。

### 2) 上智大学における短期受入れプログラムの特徴

上智大学において短期外国人学生の受入数が比較的多いのは、科目等履修生としての受入れに特徴があるからだと考えられる。上智大学の「科目等履修生」(単位取得が可能)の範疇には、大きく分けて以下の5つの履修生が含まれる。

学生交流協定に基づく交換留学生

ノンディグリー・ステューデント

サマーセッション・プログラム履修生

教職課程コース履修生 (\*本コース履修生には外国人学生は少ない。)

学芸員課程コース履修生 (\*本コース履修生には外国人学生は少ない。)

自由履修コース履修生

委託聴講生(国内大学院学生交流協定に基づく)

このうち特に他大学と異なる履修生区分は、ノンディグリー・ステューデントである。基本的に春(または秋)の学期ごとに入学出願が可能で、国際教養学部が受入れを行っているものである。履修生区分名称のとおり、学位の取得を志向するものではないが、本人のメジャー分野を系統的に履修することや日本語集中コースの受講等(サマーセッションを受講すれば、さらに日本企業訪問や歌舞伎・能の見学、茶道実践等、日本文化に触れる体験が可能)を含め、履修コースは柔軟性のあるものとなっており、年々応募者が増えている。

このコースの受入れにあたっては、アメリカ・ニューヨークに本部があるNPO組織・CIEE カウンシル(アメリカの大学連合)にあるJapan Study Centerが学生の募集から選考支援(上智も渡日前の書類選考を行う)、ビザ取得、ガイダンス、来日後の成績・生活管理等を一括して担っており、上智がそれと提携する形で進めている。本制度の学生にとってのメリットは、短期の特徴を生かし、留学を思いついた場合に応募しやすいということ、短期間にアプライ出来るといった点が大きい。また上智としても、アメリカ

力の Most Competitive レベルの大学から優秀な学生（そこには、中国・韓国系や日系人も含まれる）を受入れることができるため、大変有意義な外国人学生受入制度であると考えている。同コースの修了者は、基本的には帰国するが、なかには、日本での外国人学生生活が気に入り、そのまま翌学期まで在学を延長したり、正規学生(ディグリー・ステューデント)に身分変更したりする者もある。

これらのプログラムをより円滑に進めるために、大学側としては語学力の指導に配慮している。すなわち、英語力が不足するアジア系学生の受入れに際しては、Writing Center における英語指導( T A による指導 )や英語論文作法( 個人指導 )を行っている。一方、日本語力が不足する欧米系学生の受入れに際しては、コミュニティ・カレッジで学期開始前に日本語講座を特別に開設している。さらに学期開始後は、JLIP ( Japanese Language Intensive Program ) によって入門・基礎から上級まで体系的な学習が可能である。

### 3 ) 外国人学生受入れのプラス要因とマイナス要因について

本調査のアンケートにあった短期外国人学生受入れのプラス要因について、上智大学として特に大きな要因と感じているのは、「大学の多様性を高めることが出来る」という点、「国際化イメージの向上」ならびに「日本人学生の国際性・意思(異文化理解)の涵養」である。

逆に、マイナス要因として一番大きいのは、後述するとおり、「宿舎の確保が困難」という点、ならびに「危機管理体制の不備」である。

### 4 ) 外国人学生教育の課題

歴史と伝統をもつ上智の外国人学生教育であるが、現実には、諸方面の対応において、どうしても日本人学生中心になりがちなのは否めず、外国人学生への配慮がより必要と感じられる点もある。たとえば、上智には、以前、学生相談室や留学生会といったかたちで、外国人学生への個別対応をとっていた部署があったが、15年ほど前に、外国人学生だけを「特別保護」するのはおかしい、あるいはそうしたセンターを設けることで、外国人学生が一部に固まってしまうという懸念、ならびに外国人学生教育は、そうした関連部署だけが関わるのではなく、全学的に皆が、同等に対応出来て然るべきであるという発想から廃止されてしまい、現在、「外国人学生センター」といった組織はない。しかしながら、現実には、外国人学生が種々の相談や対応を求める場合はあるわけであり、外国人学生に特化したハンディを考慮する何らかの方途は必要であると考えている。

このほか、宿舎の確保は長年の懸案である。現在、外国人学生が最も希望する居住形態であるホストファミリーの新規開拓が大きな課題となっている。他方、日本人学生と同じ学生寮に外国人学生も(一部)入居しており、相互交流を図る機会を作っているが、十分とはいえない。



## 5) 外国人学生教育ならびに外国人学生政策全体に対する意見

外国人学生受入れについては、短期・長期にかかわらず、外国人学生の資質をどう選考し、その質を確保するかという点が大きな点であると考え。上智大学においても、外国人学生の選考についてはこれまでも十分配慮をして行っているが、資質についてはどうしても把握しきれない部分があり、受入れ後、対応に苦慮するケースがある。日本全体の外国人学生教育を考えるうえでも、外国人学生の質をどのように確保するかという点は大きな課題であろう。

このことを考えるうえで、今後検討すべきだと考える点は以下のとおりである。

### 日本の高等教育機関における教育の質保証

外国人学生を受入れるにあたって、大きな課題のひとつは受入れ側の教育機関の質の問題であろう。上智の場合にも、おそらく単位は必要ないが上智で勉強したいという外国人学生はあまり多くないのではないか。やはり、そこでのプログラムの充実度・満足度があってはじめて、外国人学生教育の拡充を図ることが出来ると考える。

その意味で、現在の日本の高等教育の実態については、改善すべき点があると考え。その具体策として、たとえばアメリカのように、卒業を厳しくするという方法を取り、卒業時に修了資格試験を実施するといった方法はどうか。

また、今日では、日本人学生の海外留学にあたり、先方の大学から、逆にこちらの成績証明や卒業証明の信憑性を照会される場合もある。これはちょうど、日本の大学が、海外の成績証明書や卒業証明書を照会するのと逆のケースであり、そうしたことも考えると、日本の高等教育機関の質保証をどう行っていくかということが、従来以上に課題となっていると思われる。

### 教育機関における認証制度導入の提案

のことと関連し、これは日本だけでできることではないが、各教育機関の認証制度や証明書発行の照会制度がオンラインベースでできるようにするのはどうか。このようにすれば、日本が外国人学生を受入れる場合のビザ発給に関する成績照会などにも役立つであろう。外国人学生の国際移動がこれだけ活発になってきている今日、こうした迅速な照会システムの確立は必要であると考え。

### 外国人学生や外国人学生斡旋事業等に関する情報交換制度の確立

外国人学生の資質の判定ならびに選考については、相互に情報を交換できるようなシステムが確立できないであろうか。たとえば、非合法組織の情報や偽造証明書等の情報をお互いが入手しやすくすることで、より適正な選考の実施が可能になると考える。

< 文責：杉村美紀 >

## 2. 龍谷大学の事例報告

【ヒアリング調査時期】2008年3月18日

【ヒアリングの場所】龍谷大学国際センター（京都市伏見区深草塚本町67）

以下、ヒアリング調査の内容に基づき、短期留学プログラムの概要を中心にレポートする。

### 1) 外国人留学生受入れの方針

龍谷大学では、約20年前(1985年)から大学国際化の推進に積極的に取り組むために、海外からの留学生へのサポート制度の充実や、日本人学生が海外で学ぶ多彩なプログラムの開発等を大学の長期計画の下、政策を実施してきた。2009年度の留学生受入れの数値目標として750人という数の設定も行っている。

学内に国際交流の中心となる国際センターを設置し、世界の30カ国から来日した498人(2007年度)の集中的な生活・交流支援を行うほか、正規留学生の学修支援は各学部・研究科に担当者を配置している。また、日本語・日本事情を学ぶ外国人学生のための留学生別科(20年の歴史を有するJCLP)では、定員40名(前期・後期各20名)を定め、現在33名の別科生を受入れ、大学や大学院へ進学を希望する学生や短期の留学生受入を実施している。

私費留学生(正規生)には、学費の50%を奨学金として支給する制度が確立(2008年度入学生からは授業料の50%)されており、留学生に対する財政面でのサポートが手厚い。また、大学は4つの留学生寮(龍谷会館、大宮荘、ルミエール間宮留学生寮、向島学生センター)を擁し、約200名が利用している。寮内には日本人学生が留学生アドバイザーとして居住し、留学生活・勉学の両面でのサポート役となっており、日本人学生にとっても留学生支援を通じた成長をもたらしている。

海外の協定校は15カ国30校であるが、米国カリフォルニア州に独自に海外拠点を設置し、海外の教育研究のネットワーク構築をめざしているほか、拠点の活用によるBIE Programなどの特徴ある派遣プログラムを実施している。

### 2) 外国人留学生受入れの状況

2006年度の留学生受入れ総数は519人で、その内訳は学部349人、大学院66人、別科36人、交換44人等となっている。龍谷大学の留学生サポート体制は、おもに以下の6点に集約されるが、海外留学生の受入れ体制の強化、国際交流をサポートする施設の設立などには特に力を注いでおり、学内の国際化推進および国際的な教育環境の整備が大学の重要な使命と考えられている。

留学生別科による日本語・日本事情教育

国際文化学部による英語で日本語、日本の経済・社会を学ぶJASプログラム

4つの留学生寮の整備による留学生活の支援

留学生寮学生生活アドバイザーによる勉学・生活両面での支援

学費減免制度の確立による財政面での留学生支援

国際交流に関わる大学独自の奨学金制度  
米国やタイの協定大学からの短期受入れプログラム

### 3) 短期交流プログラムの概要

留学生別科（JCLP）は1年間の日本語・日本文化学習プログラムであるが、日本語関係科目および多岐にわたる日本事情関係科目の授業を行っており、上級クラスでは大学・大学院への進学準備課程となっている。別科の修了生で成績優秀な学生には龍谷大学の学部や短期大学部への推薦入学の道が用意されている。日本語科目は、学期ごとに日本語能力のレベルに合わせて6クラスに編成し、主に月曜日から金曜日の午前中に集中して授業を行い、午後には日本の文化や社会に関する日本事情科目および特別講義を提供している。日本語科目における課外授業を通して、京都に残る伝統文化や古典芸能を学ぶ機会が提供されているのはたいへん興味深い。

国際文化学部には「The Japanese and Asian Studies Program」という秋学期および春学期の Semester 単位の短期コースがあり、日本語未習者でも参加できる。日本語・日本文化のほか日本の仏教やアジアの宗教について学ぶことができ、授業は英語による。

ユニークな短期受入れプログラムとしては「Buddhist Studies in Kyoto」を挙げることができる。これは9月から12月までの3ヶ月間、全米の大学から募られた学生のために、英語による仏教学の講義を集中的に行うもので、Japanese Buddhist Tradition of meditative Zen, esoteric Shingon, True Pure Land(Shin), ritual などの体験学習が提供されている。仏教系の大学である龍谷大学の特性を最大限に活用した受入れプログラムであるといえる。

### 4) 短期留学交流を推進する上での問題点

短期受入れの課題・問題点としては、協定校などからさまざまな形の受入れプログラムの要望があるが、相手の希望に添ったプログラムを開発することが難しいという点がある。また、日本語教育のサポートが困難であることも大きな課題である。短期受入れの場合、学年暦の違いによる受入れ期間の調整に手間取ることや、受入れ時期が夏季に集中し授業期間内での受入れが困難であることがなどの問題点もある。短期受入れでは、日本語が要件にならないプログラムが多いため、日本語教育のサポートが充分できないという面もあり、また英語による授業の提供ができる教員の確保や適切な配置が難しいという課題も抱えている。受入れ担当職員の異動によるスタッフ力の低下も恒常的な問題で、SD などによる人材育成が必至であることはいうまでもない。

短期の受入れであるにもかかわらず、留学ビザが1年間発行されてしまうため、留学期間満期後の在留管理は困難を極める。査証関係がもっと柔軟な形になるように法務省に提案したいと思っている。

また、1ヶ月程度の短期プログラム受入れをサポートする際、宿舍の確保が問題となるケースが多く、市営・府営などの宿泊施設の短期間の使用が許可されるような形で解決できないか検討中である。あるいは周辺地域の大学が共同で利用できるセミナーハウスなどがあれば、短期の受入れの活性化に寄与するのではないかと思う。

## 5) 短期留学交流の今後

短期・長期を問わず、大学の国際化を推進するために、留学生の受入れ数の増加による大学の国際性・多様性の向上は大学の命題（大学の長期計画）でもある。留学生の受入れと日本人学生の送出しはコインの両面であり、双方が活発化してはじめて真の国際化が果たされると考えている。国際交流は、意識の高い日本人学生に大きなインパクトを与えるものとして、不可欠な教育プログラムであり、今後もさらなる推進を目指している。最近では短期受入れにインターンシップを含むものを望む海外の大学も多く、それらに応えられるような体制も整備していきたいと思う。

< 文責：服部誠 >

### 3. 立命館大学の事例報告

【ヒアリング調査時期】2008年3月18日

【ヒアリングの場所】立命館大学国際センター（京都市北区等持院北56-1）

以下、ヒアリング調査の内容に基づき、短期留学プログラムの概要を中心にレポートする。

#### 1) 外国人留学生受入れの方針

立命館大学の大学憲章には、国際相互理解を通じた「多文化共生」の学園を確立することが掲げられており、建学の理念にも、教育・研究および文化・スポーツ活動を通じて信頼と連帯を育み、地域社会・国際社会に開かれた学園作りを進めることが謳われている。そのため、教育・研究・社会貢献の分野においていっそうの国際化に努めることを全学的な方針としており、「多文化・多国籍キャンパス」の創出に向けたさまざまな取り組みが行われている。国際交流活動に対するこの取り組みの姿勢は、立命館の優れて特徴的な部分であり、日本の大学の国際化を牽引する大学の一つといわれる所以でもある。特に、世界標準を目指す大学作りという方向性が明確に打ち出されており、海外からの留学生の受入れ、海外留学プログラムへの学生派遣、途上国を対象とする国際協力事業を通じた国際的社会貢献の推進、およびそれらの土台となる海外の高等教育情報の収集や海外大学・研究機関等とのネットワークの構築など、多様な国際活動が積極的に推進されている。

また、大学の国際戦略が、大学全体の「経営戦略」の中に適切に位置づけられているおり、そのダイナミックな国際構想は、例えば、グローバル人材養成のための複数学部横断的な教育プログラムである国際インスティテュートの開設や、中国政府との連携により中国語・中国文化の教育・伝播に貢献するための「孔子学院」の導入などに見られるように、国際社会の要請に応える形の新しいプログラムとして結実している。2000年には「国際相互理解」、「アジア太平洋の未来創造」などを基本理念とした立命館アジア太平洋大学（APU）を別府市に新設して、日本人学生50%、国際学生50%という構成の、真に国際的な大学作りを目指しているが、いずれも立命館大学の方向性がよくわかる試みである。

#### 2) 外国人留学生受入れの状況

2007年度の留学生受入れ数（正規生）は、学部レベルで544、大学院レベルで344の総計888人におよぶほか、海外の286校との間に交流協定を締結しており、交換留学生や短期留学生の受入れにも積極性が見えるなど、学生交流のスケールの大きさには定評がある。また、アメリカン大学との間の学部・大学院における共同学位プログラム、Global Corporation Programをはじめとする英語による学位取得プログラムなどが実施されており、多様な受入れ制度がよく整備されている。

留学生と日本人学生が自由に利用できる本格的な「国際交流ラウンジ」の運営や、「アジア言語コミュニケーションルーム」の設置などを通して、単に交流の場の提供にとど

ならず、日本語学習教材・ビデオの常設、日本語教員の学習指導、留学生チューターの学習会・交流会の開催などが盛んに実施されており、学生教職員の国際活動に対する意識も高い。また、留学生チューター（TISA）制度の導入により、オリエンテーション、情報提供、学修支援、試験対策、交流イベント、地域交流ネットワーキングなど多彩な活動を展開している。

そのほかにも、JICA 留学生支援無償事業、マレーシア・ツイニング・プログラム、インドネシア・リンケージ・プログラムや、中国の大学管理運営幹部特別研修事業などの国際交流活動に対して積極的な取り組みが行われている。

注目すべきものとしては、広島大学平和科学研究センターや米国ワシントン大学ジャクソンスクールなどとの共同作業による平和学に特化した学生交流プログラムなどを挙げることができる。

### 3) 短期交流プログラムの概要

短期留学生の受入れで最も特徴的なものが Study in Kyoto Program (SKP) と呼ばれる日本語・日本文化の短期コースである。これは、海外の学生を1セメスターから2セメスター受入れるもので、A-Eの五段階にレベル別で日本語教育を行うほか、華道・茶道・三味線・陶器制作などの体験プログラムも提供している。毎年150名前後の留学生が世界各国から参加する。JWP (Japan & World Perspectives Program) 交換留学制度による受け入れでは、立命館大学の国際インスティテュートの学生との交換という形式で、北米および欧州の大学から留学生を受け入れている。このプログラムに参加する学生は、日本語学習歴が求められない英語のみでの参加も可能でありアドバンテージとなっている。

Ritsumeikan Summer Japanese Program は、5月から6月の約1ヶ月の間に日本語を集中的に学ぶためのプログラムで、午前中は日本語を勉強し、午後は日本の文化の体感学習を行う。参加留学生は日本語レベルごとに1クラス原則15名以下からなるグループに分けられ学習する。このプログラムに参加する学生には、少なくとも「ひらがな・カタカナ」の読み書きが出来ることが求められている。

JWP 交換留学制度による受け入れでは、立命館大学の国際インスティテュートの学生との交換という形で、北米および欧州の大学から留学生を受け入れている。

米国のコンソーシアム型の交流団体である ISEP の加盟校からの受け入れも行われているほか、韓国の大学から5週間の受け入れを行うなど、海外の機関のニーズに合わせた tailor-made の受け入れプログラムが実施されている。

### 4) 短期留学交流を推進する上での問題点

短期留学を推進する上で最も大きなバリアとなるのが、宿舎の確保である。交換留学生には学内の宿舎などがある程度確保できるものの、短期の学生の多くは来日が5~6月に集中するため、一般の宿舎を利用しているので、宿舎の手配がスムーズにいかない。

また、Summer Program に参加する学生等への日本語教育のサポートが困難であること、短期の受入れにおいては特に担当教員の負担が多くなること、JWP の英語による授業や指導を的確にできる教員を学内で確保することがも決して容易でないこと等、短期受入れの課題は少なくはない。

いずれにしろ、短期受入れプログラムの整備は、担当教職員・宿舎・サポート体制などに関して、大学への財政負担が多くなってしまうため、短期受入れに特化した補助金の制度（文科省等による）等が導入されることを期待したい。

## 5) 短期留学交流の今後

立命館大学では、国際社会の発展に寄与する国際協力・貢献への取り組みを、21 世紀の教育研究機関が果たすべき重要な役割と認識し、国際交流活動を学園全体の重要な柱の一つと位置づけているため、長期・短期にかかわらず、留学生への教育機会の提供を大いに推進する方針である。特に「多文化・多国籍キャンパス」の形成は、全学的な教学の取組みの中核をなすものであり、大学の国際性や多様性を高める活動は、大学のさらなる国際化とともに、立命館の使命でもある。

外国人留学生や研究者の育成が、日本人学生の国際性や異文化理解の涵養にもつながることはいうまでもなく、ひいては立命館の大学国際化のイメージ向上や国際的なアウトリーチにも寄与するものであると考え、今後も様々な要請に応じられるよう国際プログラムの開発に取り組む計画である。

< 文責：服部誠 >

## 4 . 明治学院大学の事例報告

【ヒアリング調査時期】2008年2月13日

【ヒアリングの場所】明治学院大学国際交流センター（港区白金台1-2-37）

以下、ヒアリング調査の内容に基づき短期留学プログラムの特徴的概要を中心にレポートする。

### 1) 外国人留学生の受入方針

明治学院大学は、持てる力を人( Others )のために尽くしたヘボンの生涯を貫く信念を、教育の理念として今に受け継ぎ、ビジネス、法律、福祉、芸術、教育、その他様々な分野で“ Do for Others ” を担える人材の育成を目指している。ボランティア活動への高い関心と共に、真の国際人の育成を目指す明治学院大学では、留学に対して積極的に取り組んできた。また、学生のみならず、教員や研究員の国際交流も活発に行っており、世界各国から多くの留学生や研究者が集まるキャンパスは、いつも国際的な雰囲気に満ちている。

### 2) 外国人留学生受入れの実態

明治学院大学の外国人留学生には、私費留学生と海外の協定校からの短期受入れ交換留学生の2種類がある。これらの正規留学生数は2006年度140名（学部生132名、大学院生7名）であるが、今回の調査結果によると短期留学生は125名であり、正規留学生数に匹敵する数である。これらはほとんど交流協定校からの受入れであり、逆に協定校への明治学院大学学生の派遣は140名程度あり、交流協定校との学生交流が留学交流全体の大きな部分を占めていることがわかる。

明治学院大学では、世界13カ国、20大学と協定を結び、学生並びに教員の交流プログラムを実施している。これら協定留学によって現地大学で取得した単位は本学の単位として置き換える「認定留学」になる。協定校は北米6校、欧州6校、アジア6校、オセアニア2校であり、世界中に均等に分散している印象である。

### 3) 短期交流プログラムの実態

海外の協定校との短期留学生受入れプログラムは、大きく2種類である。一つは全学部にまたがる「ISP ( International Student Program )」であり、今ひとつは国際学部だけの「UC ( University of California )」プログラムである。ISPは1年間のプログラムであるが、UCは6ヶ月のプログラムであり、春学期と秋学期に分かれている。ISPは年間受入れ定員40名であり、UCは各学期25名であり、年間定員50名である。いずれのプログラムも交換留学制度で実施されており、日本からも派遣留学生を送り出している。

UCプログラムは、平和研究をテーマにした特別のプログラムであり、20年ほど前に海外の先生方のためのワークショップとして実施された経緯がある。それが好評だったのでカリフォルニア大学からの要請で学生用のプログラムに模様替えして実施したものである。従って、学生はカリフォルニア大学（8校）の学生が参加する。平和を考えるプログラムのため、日本語・日本文化の科目の他に、戦争や平和に関する科目と古都京都や広島（原



爆ドーム・平和資料館)へのツアーも組まれている。これらのプログラムには日本人学生も外国人学生と共に参加することもできるようになっているのが特徴である。

国際交流に力を入れている明治学院大学では、日本人学生と留学生の交流促進と留学生サポートシステムとしていくつかの工夫が見られる。

一つは、短期交換留学生のために実施している英語による専門科目の受講は日本人学生も一緒に受講出来、留学生との英語による交流促進に有用であるばかりでなく、日本人学生の留学前の準備教育にも役立っている。

さらに明治学院大学のボランティア精神は「バディ」制度にも具体化されている。バディとは留学生の学業や生活面の相談にのるなど、日本での生活をサポートするボランティア制度である。一人の留学生に2～3名の日本学生のバディが配属され、異文化交流と留学生のサポートの機能を果たしている。

#### 4) 短期留学交流を推進する上での問題点

留学生受入れ宿舎の問題：白金キャンパスの留学生用宿舎は、大田区久が原の民間アパート2棟借り上げ26名分を提供している。横浜キャンパスでは元社員寮を借り上げ27名分提供している。いずれも学生からは5万円/月を徴収しているが、借り上げ費用の方が大きく大学の持ち出しになっている。短期留学生受入れを拡大するとこうした宿舎借り上げ費用など大学の経済的負担は大きくならざるを得ないというジレンマを避けることが出来ない。従って、経済的メリットがあるとは言えないという回答であり、質問紙調査のニュアンスとは若干異なっていた。

英語による専門科目の問題：短期留学プログラムでは、日本語教育のほかに専門科目として日本文化、日本の政治経済などの講義希望が多い。日本語能力を有する留学生(韓国・タイなどアジアからの留学生に多い)は日本人と同じ専門科目の履修が可能であるが、他の留学生には英語による専門科目を用意している。しかし、英語で授業できる教員が限られており、英語による専門科目を希望されても十分用意できないという問題がある。

#### 5) まとめ

明治学院大学の場合、国際交流は世界に均等に展開されているが、協定校からの交換留学を重視しており、日本語によるプログラムを除けば、英語によるプログラムが主体である。これらのプログラムは受入れ留学生の教育のみならず、日本人学生の派遣学生の準備教育にもなっている。留学生のための「バディ」制度は外国人学生への支援を通して英語によるコミュニケーションや外国人学生との友人形成の機会を提供する役割も担っている。留学生教育が日本人学生の国際化教育の涵養に有効に機能している一例と言えよう。

< 文責：坪井健 >

## 5 . 青山学院大学の事例報告

【ヒアリング調査時期】2008年2月5日

【ヒアリングの場所】青山学院大学国際交流センター（渋谷区渋谷4-4-25）

以下、ヒアリング調査の内容に基づき「2006年度自己点検・評価報告書」で補足しつつ、短期留学プログラムの特徴的概要を中心にレポートする。

### 1) 外国人留学生の受入方針

青山学院大学の理念は「地球規模の視野にもとづく正しい認識をもって自ら問題を発見し解決する知恵と力をもつ人材を育成する」ことにあり、また理事長が国際交流の推進に積極的であり、学長の重点課題の1つは本学の国際交流の活性化であり、この課題を実現するためにより多くの外国人留学生の受入れと本学学生の海外大学への派遣の拡大が求められている。国際交流の面で留学生がともに学び研究することによって本学学生に与える影響は非常に大きく、国際理解と国際平和の促進に貢献するものである。

### 2) 外国人留学生受入れの実態

青山学院大学の外国人留学生には、私費留学生と海外の協定校からの短期受入れ交換留学生の2種類がある。これらの留学生数は大学院生を含み2001年度の109名（学部生74名、交換留学生24名、大学院生11名）から、2005年度の269名（学部生130名、交換留学生79名（前期、後期、通年の延べ在籍者数）、大学院生54名）にほぼ倍増しており、2006年度には受入れ交換留学生だけでも100名近くになる。

私費留学生の受入れの増減は基本的に外国人留学生の受験数に依存しているので、本学として特別な方策は取っていないが、交換留学生は協定校との連携強化で拡充が図れるので意欲的に取り組んでいる。

### 3) 交換留学生受入れの実態

1998年度にスタートした国際交流センター中期計画において、海外の協定校の拡充は重点課題の1つであったが、それなりの成果をあげ、2006年5月現在、協定校は米国・カナダ地区が24校、中国・台湾地区が6校、韓国が6校、東南アジア地区が3校、英国が4校、オーストラリアが3校、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン語地区がそれぞれ2校の合計54校となった。いずれも北米中心に協定校を拡充しているが、欧米の大学へ希望学生が多い結果でもある。2005年度の学部受入れ交換留学生は延べ79名、派遣留学生数も61名に達している。

海外の協定校からの受入れ交換留学生の増加は、本学との協定校の大幅な伸びによっている。協定校が増えることによって本学学生の海外協定校への留学の機会が増えることになり、本学のめざす国際化への具体化につながるものである。

本学では、受入れ交換留学生は、一般学生と共に本学のすべての開講科目を履修することができるが、交換留学生対象の必修科目は日本学及び学生のレベルに応じた日

本語である。本学には留学生コースや別科はないので、本学への留学生は最低1年間の日本語学習を必要条件としている。

協定校の拡充により中国・台湾・韓国・東南アジア地区の協定校への本学の学生の留学希望は概ねかなえることができているが、米国・カナダ・英国地区の協定校への留学希望者が非常に多く、これらの学生の希望には十分に答えられていないのが現状である。しかし協定校は着実に増えているので、近い将来60校程度に達する状況にある。

#### 4) 国際交流推進する上での本学の課題

協定校の拡充：受入れ交換留学生数の増加は、等数交換の原則により、本学からの派遣留学生数の増加につながるものであるから、本学の学生の多くが留学を希望している地域、特に米国及び英国の協定校をさらに拡充することが求められている。

学生寮の確保：そのために重要な課題は、物理的には学生寮の確保であり、住居確保の難しい日本において、私費外国人留学生や交換留学生の宿舎整備が必要であるのは議論をするまでもない。この点に対し、交換留学生に関しては学内の寮に留学生用の部屋を確保することと、学外の寮(ファイブ・シップス等)との協力関係を結んで対処している。一方、私費外国人留学生に関しては自分達で住居を確保しているのが現状であるが、大学の寮は費用面での利点がある。

Semester制の導入：またカリキュラムの面では Semester制度の導入、少なくとも全学的な前期・後期の成績及び単位認定制度が必要である。さもないと後期から入学する受入れ交換留学生の増加に対応することが困難になると考えられる。

英語授業の充実：さらに日本語の能力が十分でない留学生に対して、その弱点を補う意味で英語による講義の充実も望まれる。(本学の「日本学」講座は日本語と英語で授業している。)

国際交流センター分室の設置：現在、国際交流センターの本部は青山キャンパス、総合研究所ビル7階にある。相模原キャンパスには国際交流センター分室がない。日本人学生・外国人学生を問わず学生に対するサービスの低下を引き起こしている。相模原キャンパスには、センターの助けが必要な1年次外国人留学生がすべてにいるということ、さらに、交換留学候補者はほとんどが2年次生で相模原キャンパスにいること等を考えると、国際交流センターの業務の遂行に支障をきたしている。

国際交流ラウンジの設置：国際交流センターの施設として最も大切な項目は、交流ラウンジである。ラウンジは日本人・外国人留学生に対して開かれたスペースで、学生間の交流を促す触媒の役割をする。国際交流に興味のある日本人学生にとっては、外国人留学生と出会うチャンスを提供できることであり、本当の意味での国際交流の実践につながる。ラウンジがその役割を十分果たすためには、親身になって応じてくれる留学相談、カウンセリングやチューターとの打ち合わせが行えるスペースと、気軽に学生が訪れて集うことのできるスペースの両方が必要である。

## 5) その他

### 私費留学生・受入れ交換留学生に対するサポートシステム

2004年度より「外国人留学生指導員制度」が導入され、各学部選出の指導教員（アドバイザー）と本学学生のボランティアの学生指導員（チューター）によって年間を通して活動計画が立てられ、運営されている。現在、学生チューターが100名ほどいる。彼らがアドバイザーをサポートしている。以前は有償だったが、現在はボランティアのチューターであり、彼らが意欲的にサポートしてくれている。

### 海外大学からの2週間程度の短期研修の受入れの検討

青山学院の学生を一人でも多く欧米大学に交換留学生として送り出すために、欧米の協定校の学生が利用しやすい交換条件に、学期間の休暇を利用の日本文化体験・交流型のショートスティのプログラムを計画としている。これをアンバランスになりがちな交換協定の等数交換の原則に応える手段にしようというのである。

逆の日本人学生がショートスティの送り出しケースは韓国や中国の大学との間ですでに実施されているが、欧米系大学とのこうした交換プログラムの実施は、2009年以降になる。現在ガウチャー大学（米国）との間で実施が検討されており、これが成功すれば今後キリスト教系他大学にも適用したいと考えているという。

青山学院大学の場合、重点課題の1つが国際交流の活性化であり、この課題を実現するためにより多くの外国人留学生の受入れと本学学生の海外大学への派遣の拡大が求められている。その具体策の一つが交流協定校への交換留学制度の利用であり、その制度を利用した日本人学生の海外留学（派遣）の希望を充足させるためにも、欧米を中心とした多様な短期外国人学生の受入れ政策は、今後とも必要な施策として重要視されている。

< 文責：坪井健 >

## 6 . 佐賀大学の事例報告

【ヒアリング調査日時】2007年2月5日

【場所】佐賀大学留学生センター（佐賀市本庄町1）

以下、佐賀大学留学生センターへのインタビューと関連資料及びウェブ公開情報に基づいて、佐賀大学の特徴的な短期受入れプログラムを中心に報告する。

### 1) 佐賀大学の留学生受入方針

佐賀大学は、九州の北西に位置する佐賀県佐賀市に位置し、2003年10月、佐賀大学と佐賀医科大学は統合し、5つの学部、5つの大学院及び10の大学附属施設等を有する新しい国立大学法人佐賀大学が発足した。学生数は約7,500名、教職員数は約1,600名で構成される総合大学です。佐賀大学の教育理念・目標は「国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携・交流を通して、学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする」としている。この目標を達成するため、国際交流、特にアジア地域の大学及び研究機関との交流を深め、教育研究と文化交流の国際化を推進することを中期目標に掲げている。

### 2) 佐賀大学の国際交流と留学交流の特徴について

佐賀大学には、留学生の受入れと送り出しをサポートする「留学生センター」と海外の大学や研究機関との交流を推進する「国際貢献推進室」の2つの国際交流の組織がある。

佐賀大学の総学生数は7455名（平成18年5月現在）、地方の中規模大学であるが、現在の留学生数313名は、受入れ数300名以上の上位86大学にはいり、地方大学としては比較的多い留学生数である。先の将来予測調査でも10年後の希望的人数を3倍増1000名と予測しており、地方大学の生き残りをかけて留学生受入れに意欲的な大学である。主な出身国は中国59.1%、韓国8.0%、マレーシア6.4%とアジア系が多く平均的な構成であるが、九州という地の利を活かして、特にアジア圏の国際交流を熱心に展開している。

外国の大学等との学術交流協定の締結は、大学間協定が58校（韓国12、中国10、タイ9、台湾6、タイ5、インドネシア5、バングラディッシュ3、ベトナム3など）であり、アジア諸国が49.8%を占めている。学部等間協定が66校（韓国13、中国17、英国5、米国4、マレーシア3、カナダ2、スロバキア2、バングラディッシュ2など）であり、アジア諸国は約48.7%を占めている。いずれもアジア諸国との協定が約半数を占めていて、中期目標を実践するようにアジア地域との交流を重視していることがわかる。（平成20年1月18日現在）

今後とも学術交流協定校の拡充に努めると共に、協定校との連携を強化し、受入れ外国人学生の教育のみならず日本人学生の派遣先として佐賀大学の教育研究資源として、多角的に活用しようとしている。

佐賀大学には、国際交流会館があり留学生用宿舎として47名分が確保されているが、決して十分とは言えない。しかし、地方大学には大都会と異なり、留学生受入れ宿舎の確保に、地域のNPO法人による独自の留学生支援策が試みられている。以下、『佐賀大学留学生センターニュース』Vol.7からNPO法人【国際下宿屋】による留学生宿舎の増設という試みの一端を紹介する。

アンケート調査によると、佐賀大学の留学生は毎月4～5万円の質素な生活をしている人が多い。NPO法人【国際下宿屋】は、佐賀市内や近郊の老朽化してあまり使われていないアパートを一括して借り上げ、留学生に月1万円の安価な部屋代で貸すシステムを編み出した。狭くて古い1万円の部屋代は私費留学生にとっては魅力的であり、大学の国際交流会館（留学生宿舎）に匹敵する50名分の宿舎を提供するまでになり、さらに増加する見込みという。地方大学はアルバイトする場所としては適さないが、物価が安く快適に生活しながら、地域の人々から温かい励ましと親切なサポートが受けられ、安心して勉強と研究に専念できる環境である。

### 3) 特徴的な短期交流プログラム（「国際パートナーシッププログラム」）

平成13年10月に、学术交流協定校の学生を受入れる短期留学プログラム「スペース（SPACE）」（Saga University Program for Academic Exchange）が設置された。交流協定を締結している外国の大学から留学生を受入れ、1年以内の短期間、日本語・日本事情及び英語による専門科目を提供する全学的なプログラムである。留学生センターが日本語教育とそのコーディネートとを担当しているプログラムである。

SPACEは1年間の短期留学生のための特別プログラムで定員は20名、10月開講のコースである。必修である日本語科目（6単位）は3レベルのクラス設定で（1レベル6コマ、計18コマ）開講している。その他は各学部開講の英語による専門科目を履修することになる。短期留学プログラムでは、日本文化の学習において、課外授業として、学内研修として生け花や茶道、剣道の体験学習、そして学外研修として、佐賀県内を中心とした近隣地域の文化施設を訪問するフィールド型授業なども実施している。協定校からの応募者は60名を超える盛況で十分応じられないのが現状であり、一部は特別聴講生として受入れている場合もある。

それとは別に、特に興味深いのは理工学部・大学院工学系研究科が独自に学术交流協定校と行っている「国際パートナーシッププログラム」である。その概要を平成17年度報告書から抜粋すると以下の通りである。（『平成17年度国際パートナーシッププログラム報告書』平成18年3月より）

このプログラムは、主として東アジアの大学をパートナー大学と指定し、研究と大学院教育を正規のプログラムとして組織的に実施しようとするものである。平成15年度より外尾教授グループが取り組んで来たプログラムを核として、法人化がなった平成16年度から理工学部配分された学長裁量経費を投入し、理工学部全学科でプログラムを立ち上げ継続実施してきた。

具体的な内容は、海外協定校の教授と共同プログラムを組み、2週間程度の共同講義・ジョイントセミナー（大学院レベルが中心）を佐賀大学のセミナー科目として実施するも

のである。佐賀大学で実施する場合もあるし、海外協定校で実施する場合もある。佐賀大学で実施する場合は、プログラムに参加する教授と学生を招聘し、日本の教授も講義に参加して日本の学生及び海外参加の外国人学生に講義し教育研究交流する。

こうした交流は、協定校との研究と教育の両面での相互理解や相互啓発が進み、協定校からの佐賀大学への1年の短期留学プログラムや大学院留学の受入れルートにもなるし、協定校への留学生派遣ルートになる。こうしたパートナーシップを契機とした留学生受入れは、明確な動機付けと心の準備が可能のために留学の事前教育の機能を果たすために、学生側も受入れ側もミスマッチの少ない留学交流が実現するメリットがある。平成17年度には中国4校、韓国3校、インドネシア・タイ各1校の9プログラムが実施されている。

同様の試みは、平成20年度から文系の文化教育学部でも海外協定校(中国1校)と教員・学生の相互派遣交流による国際教育推進プログラムを実施する計画が組まれている。双方の専門科目「アジア社会論」(日本)、「新聞講読」(中国)に教師と学生を相互派遣し教育の実質的相互交流を行い単位を認定するというものである。

#### 4) 「国際パートナーシッププログラム」継続性の問題

協定校との短期留学交流プログラム的一种である「国際パートナーシッププログラム」は、今後教育プログラムとして如何に継続させられる課題である。当初外尾研究室が始めたこのプログラムは、理工学部全体のプログラムに拡大し、さらに文系の文化教育学部でも新たな形式で、交流協定校との実質的な教育研究交流が展開されているが、まだ試行段階であり手探り状態で実施されているように思われる。効果的に進める方法の開発のためにも継続性が必要である。そのためには資金確保の問題は避けることが出来ないだろうし、組織的支援体制の構築も求められる。

また言語的障害をクリアする必要がある。使用言語は英語で行われている。英語で講義し授業を受け意見交換するセミナーに参加できる学生教員は限定されるために、必ずしも参加者は多くないが、今後の国際化に対応するためには、こうしたコミュニケーション力のスキルアップも必要であるし、そのための刺激剤としても有用である。

アジアの協定校を中心としたこうした教育研究の相互交流は、先進的試みとして大いに評価出来るし、こうした試みを広く定着させるためには新たに「国際G P (GOOD PRACTICE)」制度を設け、国庫からの公的助成を行うことも必要であろう。

< 文責：坪井健 >

## 第 8 章 東京都内の専修学校専門課程を対象にした質問紙調査結果

### 第 1 節 専修学校専門課程における短期留学の現状

～ 2006 年度中に受入れた短期（1 年以内）の外国人学生数および内容等について～

#### 1. 回収率ならびに短期（1 年以内）外国人学生受け入れ校数と受け入れ人数

図表 8-1-1. 調査票の配布と回収

	発送数	回収数	回収率
専修学校	139	120	86.3%

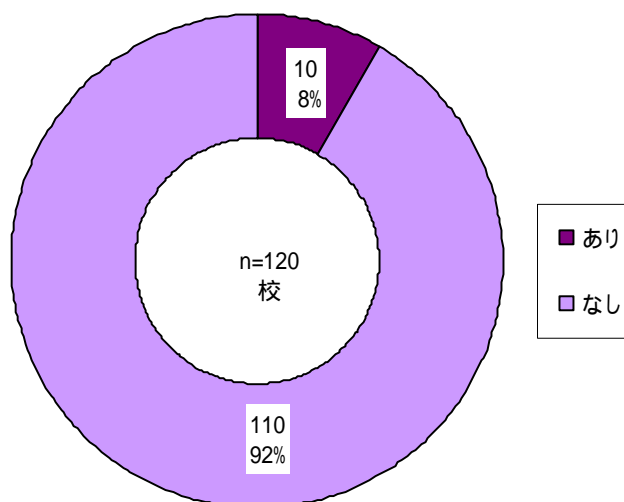
図表 8-1-2. 【調査票回収数と留学生短期受け入れを実施している校数】

調査票回収数	120	
内 短期留学生受け入れ校	10	8.3%

図表 8-1-3-a. 短期（1 年以内）外国人学生受け入れ校と受け入れ人数

	受け入れ人数	受け入れ校数
専門学校	123	10

図表 8-1-3-b. 短期（1 年以内）外国人学生受け入れ校と受け入れ人数



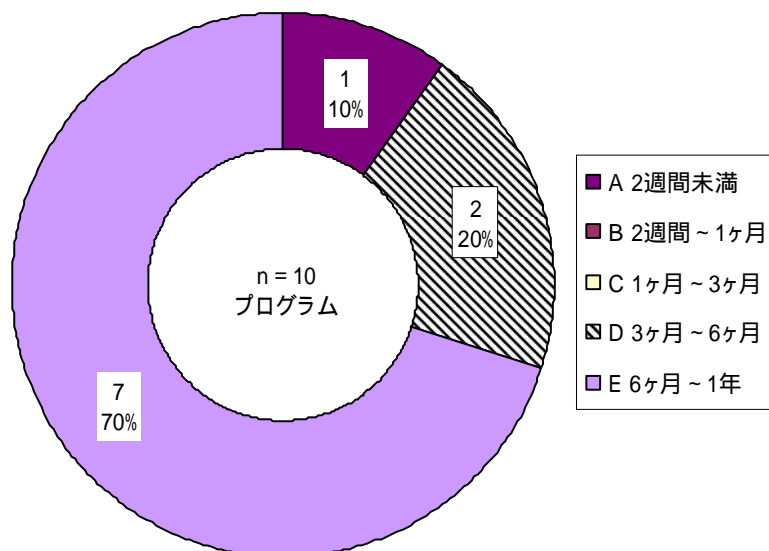


## 2. 期間別の受入れ学校数と受入れ人数

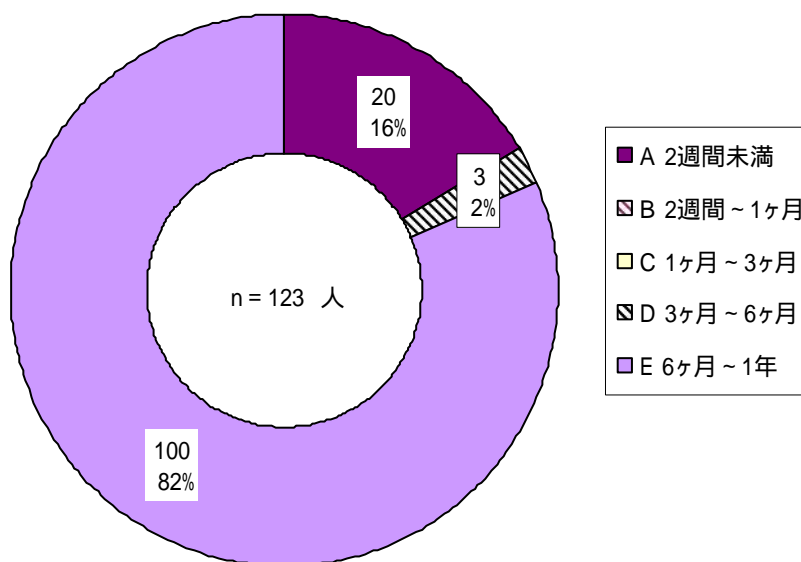
図表 8-1-4-a. 期間別の受入れ学校数と受入れ人数

期間	A 2週間未満	B 2週間～1ヶ月	C 1ヶ月～3ヶ月	D 3ヶ月～6ヶ月	E 6ヶ月～1年	合計
受入れ学校数	1	0	0	2	7	10
割合	10.0%	0.0%	0.0%	20.0%	70.0%	100.0%
受入れ人数	20	0	0	3	100	123
割合	16.3%	0.0%	0.0%	2.4%	81.3%	100.0%

図表 8-1-4-b. 期間別の受入れ学校数



図表 8-1-4-c. 期間別の受入れ人数



### 3. 受入れ身分

図表 8-1-5. 【受入れ身分 (校数 複数回答可)】

	1交換留学生	2別科生	3科目等履修生	4聴講生	5研究生	6その他	受け入れ校数
A 2週間未満	0	0	0	0	0	1	1
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
B 2週間～1ヶ月	0	0	0	0	0	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
C 1ヶ月～3ヶ月	0	0	0	0	0	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
D 3ヶ月～6ヶ月	1	1	0	0	0	0	2
割合	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
E 6ヶ月～1年	0	0	2	0	0	5	7
割合	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	71.4%	100.0%
合計	1	1	2	0	0	6	10
割合	10.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	60.0%	100.0%

### 4. 受入れ内容

図表 8-1-6. 【受入れ内容 (校数 複数回答可)】

	1日本語学習	2日本語教授法	3文化社会体験 (工場見学等含)	4専門教科学習	5専門実務実習	6その他	受け入れ校数
A 2週間未満	0	0	1	0	0	0	1
割合	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
B 2週間～1ヶ月	0	0	0	0	0	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
C 1ヶ月～3ヶ月	0	0	0	0	0	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
D 3ヶ月～6ヶ月	0	0	0	1	0	0	2
割合	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
E 6ヶ月～1年	1	0	0	5	5	0	7
割合	14.3%	0.0%	0.0%	71.4%	71.4%	0.0%	100.0%
合計	1	0	1	6	5	0	10
割合	10.0%	0.0%	10.0%	60.0%	50.0%	0.0%	100.0%

### 5. 修了証の有無

図表 8-1-7. 【修了証の有無 (校数 複数回答可)】

期間	A 2週間未満	B 2週間～ 1ヶ月	C 1ヶ月～ 3ヶ月	D 3ヶ月～ 6ヶ月	E 6ヶ月～1 年	合計
あり	0	0	0	0	7	7
なし	1	0	0	1	0	2

## 6. 在留資格（ビザ）

図表 8-1-8. 【在留資格（校数 複数回答可）】

期間	A 2週間未満	B 2週間～1ヶ月	C 1ヶ月～3ヶ月	D 3ヶ月～6ヶ月	E 6ヶ月～1年	合計
1 留学	0	0	0	0	7	7
2 短期	1	0	0	1	0	2
3 文化活動	0	0	0	0	0	0
4 特別活動(ワーキングホリデー)	0	0	0	0	0	0

## 7. 出身国・地域

図表 8-1-9. 【出身国・地域（校数 複数回答可）】

	1中国	2韓国	3台湾	4東南アジア	5その他アジア	6オセアニア	7北米	8中南米	9ヨーロッパ	10アフリカ	11その他	受け入れ校数
A 2週間未満	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1
B 2週間～1ヶ月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 1ヶ月～3ヶ月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 3ヶ月～6ヶ月	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
E 6ヶ月～1年	5	5	3	1	1	0	0	0	0	0	0	7
合計	5	5	3	1	1	0	1	0	2	0	0	10

東京都内の専修学校の専修課程で、現在長期・短期を問わず、留学生を一人でも受入れている学校 139 校を対象として、大学に実施したものと同様の質問紙調査を行った。その結果、120 校、86.3%という高い回収率を得たが、1 年以内の短期留学生を受入れている学校は 10 校、8.3%しかないことがわかった。この回答は、複数回答可の質問項目であるが、10 校を個別に確認したところ、複数回答はなかったため、この数は純粋に校数を示すものである。

期間別に受け入れ校数と人数を見てみると、6 ヶ月以上 1 年未満が 7 校、70%で、人数では 100 人、81.3%と大半を占める。

受け入れ身分では、3 ヶ月から 6 ヶ月という期間で受入れている学校は、交換留学生と科目等履修生でそれぞれ 1 校あるが、6 ヶ月から 1 年未満ではほとんどがその他となっている。その他の内容かどのようなものかはヒアリングしていないので不明であるが、特殊な扱いでの受け入れ方をしているものと思われる。しかし、科目の内容を見ると、ほとんどが専門教科学習あるいは / および専門実務学習であり、6 ヶ月から 1 年未満の受け入れの全てで修了証が発行され、留学ビザでの受け入れである。すなわち、期間的には短期であるが、専門的な学習・実習を目的とした本格的な留学形態が実施されていると見てよからう。今

後、ヒアリングなどでこの期間の留学効果を把握し、モデルとなる受入れプログラムを記述することが有効であると思われる。

なお、地域的には中国と韓国から受入れている学校がそれぞれ5校と多い。しかし、台湾3校、ヨーロッパ2校、北米、東南アジア、その他アジア各1校と広がりは見られる。

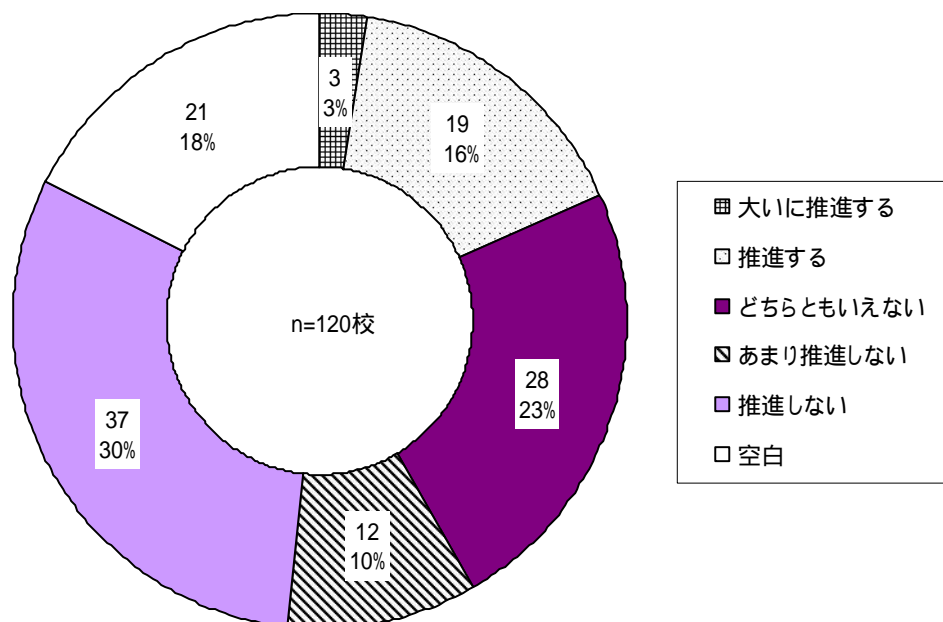
## 第2節 短期外国人学生の受入れに関する意識

### 1. 今後の受入れに関する積極度

図表 8-2-1-a. 今後の受入れに関する積極度

2) 今後短期外国人学生受入を	
大いに推進する	3
推進する	19
どちらともいえない	28
あまり推進しない	12
推進しない	37
空白	21
合計	120

図表 8-2-1-b. 今後の受入れに関する積極度



「大いに推進する」と答えた学校は3校しかなく、「推進する」と答えた学校を含めても19%しかない。これに対して「推進しない」と答えている学校は37校(30%)で、「あまり推進しない」と合わせると40%になる。全体の8割が今後の短期留学の受入れに積極的ではないということになる。

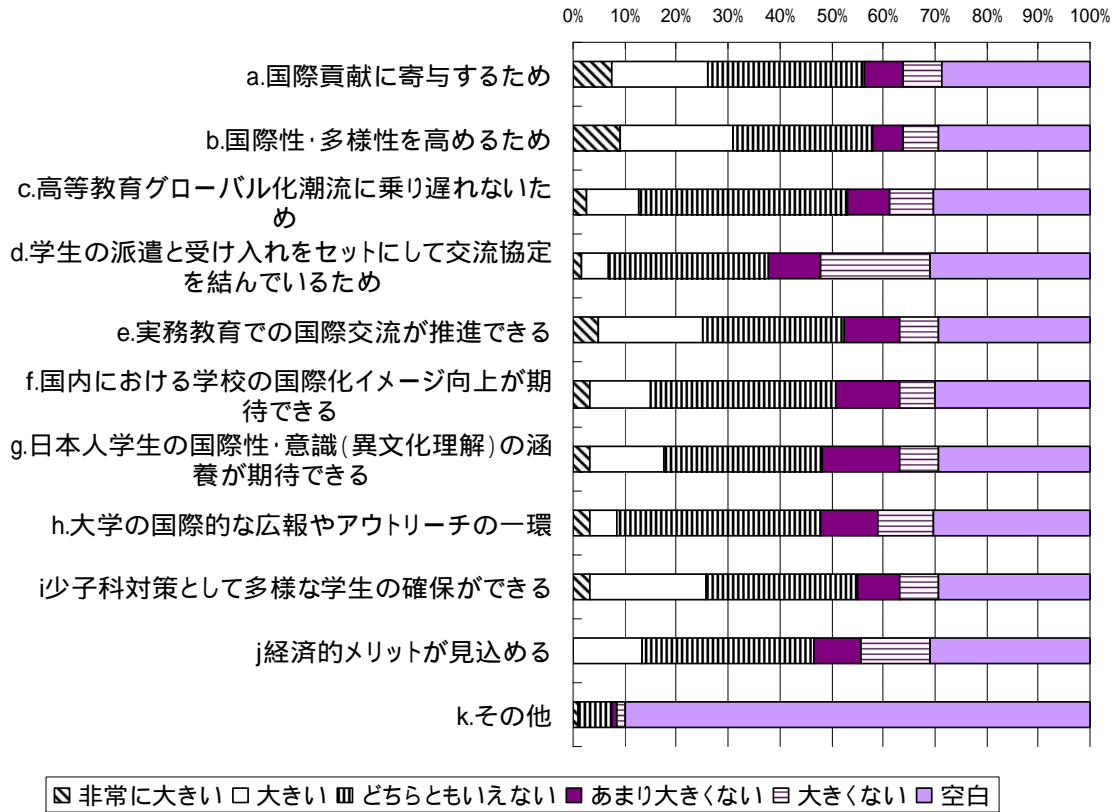
## 2. 短期外国人受入れの推進（プラス）要因

図表 8-2-2-a. 短期外国人受入れの推進（プラス）要因

	a.国際 貢献に 寄与す るため	b.国際 性・多 様性を 高める ため	c.高等 教育グ ローバ ル化潮 流に乗 り遅れ ないた め	d.学生 の派遣 と受け 入れを セット にして 交流協 定を結 んでいる ため	e.実務 教育で の国際 交流が 推進で きる	f.国内 におけ る学校 の国際 化イメ ジ向上 が期待 できる	g.日本 人学生 の国際 性・意 識(異 文化理 解)の 涵養が 期待で きる	h.大学 の国際 的な広 報やア ウトリ ーチの 一環	i.少子科 対策と して多 様な学 生の確 保がで きる	j.経済的 メリッ トが見 込める	k.その他
非常に 大きい	9 7.5%	11 9.2%	3 2.5%	2 1.7%	6 5.0%	4 3.3%	4 3.3%	4 3.3%	4 3.3%	0 0.0%	1 0.8%
大きい	22 18.3%	26 21.7%	12 10.0%	6 5.0%	24 20.0%	14 11.7%	17 14.2%	6 5.0%	27 22.5%	16 13.3%	0 0.0%
どちらと もいえ ない	37 30.8%	33 27.5%	49 40.8%	38 31.7%	33 27.5%	43 35.8%	37 30.8%	48 40.0%	35 29.2%	40 33.3%	8 6.7%
あまり 大きくな い	9 7.5%	7 5.8%	10 8.3%	12 10.0%	13 10.8%	15 12.5%	18 15.0%	13 10.8%	10 8.3%	11 9.2%	1 0.8%
大きくな い	9 7.5%	8 6.7%	10 8.3%	25 20.8%	9 7.5%	8 6.7%	9 7.5%	13 10.8%	9 7.5%	16 13.3%	2 1.7%
空白	34 28.3%	35 29.2%	36 30.0%	37 30.8%	35 29.2%	36 30.0%	35 29.2%	36 30.0%	35 29.2%	37 30.8%	108 90.0%
合計	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120

積極的に受入れる方針をもつ学校が少ないことは、「どちらとも言えない」、あるいは空白(記入なし)の回答の多さにも反映している。プラス要因として「非常に大きい」と「大きい」の合計が3割を超える項目は、「国際性・多様性を高める」の30.9%のみであり、続いて「国際貢献に寄与する」、「少子化対策として多様な学生の確保ができる」、「実務教育での国際化が推進できる」が25%台で続く。しかし、「経済的メリットが見込める」は「非常に大きい」はゼロで、「大きい」が13.3%にすぎない。比較的観念的な「国際化」というところでしか短期留学生の受入れは捉えられていないのが現状ではなかろうか。

図表 8-2-2-b. 短期外国人受入れの推進（プラス）要因

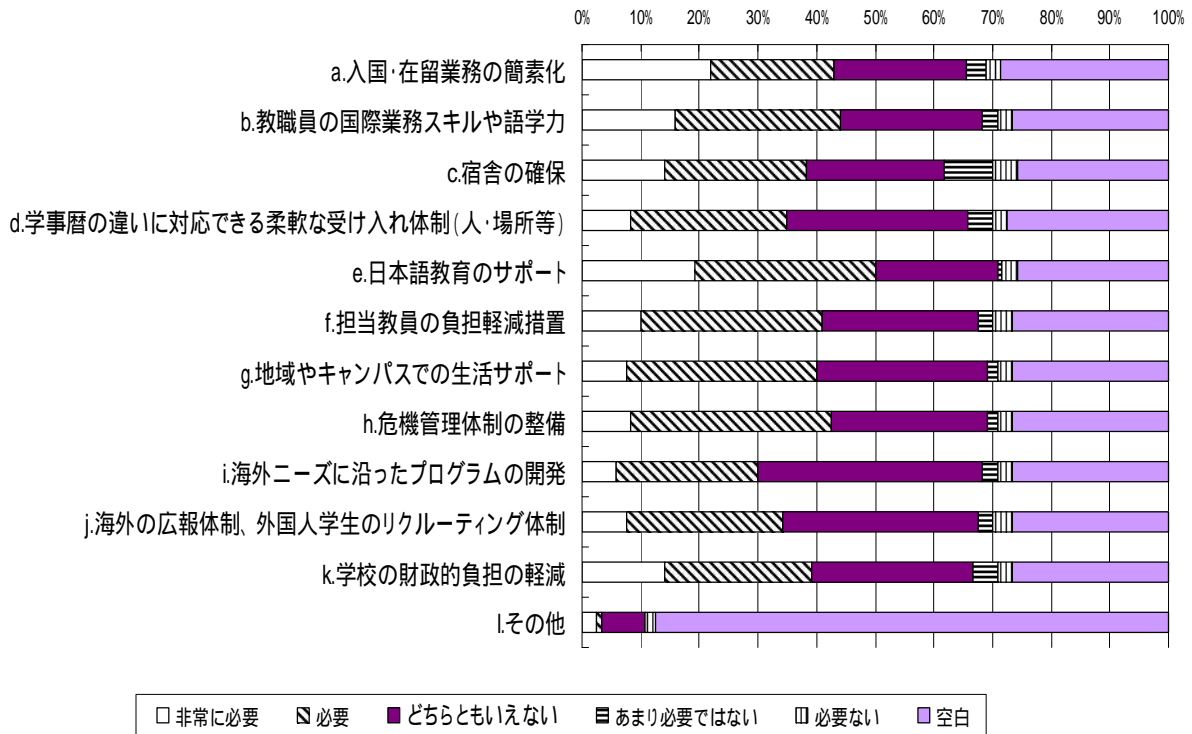


3. 短期外国人学生受入れを推進のための必要条件

図表 8-2-3-a. 短期外国人学生受入れを推進のための必要条件

	a.入国・在留業務の簡素化	b.教職員の国際業務スキルや語学力	c.宿舎の確保	d.学事暦の違いに対応できる柔軟な受け入れ体制（人・場所等）	e.日本語教育のサポート	f.担当教員の負担軽減措置	g.地域やキャンパスでの生活サポート	h.危機管理体制の整備	i.海外ニーズに沿ったプログラムの開発	j.海外の広報体制、外国人学生のリクルーティング体制	k.学校の財政的負担の軽減	l.その他
非常に必要	26	19	17	10	23	12	9	10	7	9	17	3
	21.8%	15.8%	14.2%	8.3%	19.2%	10.0%	7.5%	8.3%	5.8%	7.5%	14.2%	2.5%
必要	25	34	29	32	37	37	39	41	29	32	30	1
	21.0%	28.3%	24.2%	26.7%	30.8%	30.8%	32.5%	34.2%	24.2%	26.7%	25.0%	0.8%
どちらともいえない	27	29	28	37	25	32	35	32	46	40	33	9
	22.7%	24.2%	23.3%	30.8%	20.8%	26.7%	29.2%	26.7%	38.3%	33.3%	27.5%	7.5%
あまり必要ではない	4	3	10	5	1	3	2	2	3	3	5	0
	3.4%	2.5%	8.3%	4.2%	0.8%	2.5%	1.7%	1.7%	2.5%	2.5%	4.2%	0.0%
必要ない	3	3	5	3	3	4	3	3	3	4	3	2
	2.5%	2.5%	4.2%	2.5%	2.5%	3.3%	2.5%	2.5%	2.5%	3.3%	2.5%	1.7%
空白	34	32	31	33	31	32	32	32	32	32	32	105
	28.6%	26.7%	25.8%	27.5%	25.8%	26.7%	26.7%	26.7%	26.7%	26.7%	26.7%	87.5%
合計	119	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120

図表 8-2-3-b. 短期外国人学生受入れを推進のための必要条件



それでは、どのような条件が受入れ推進に必要なのかを尋ねてみると、ここでも「どちらとも言えない」と空白(記入なし)の合計が押し並べて5割を超えている。一方で、どの項目も4割前後が「非常に必要」あるいは「必要」と答えており、全般的に未整備な部分が多くて推進に踏み切れない、あるいは推進の意識になれない現状が伺える。

4. 自由記述 : 今後、短期外国人学生受入を推進するためには、どのような条件が必要だと思われるですか。

コメント
専修学校(専門課程)において、もともと短期外国人の受入は想定されていないため、もし推進するのであれば法や規定の整備が必要。大学にある助成制度が専修学校にはない。現状の大学(全部とは言わないが)の留学生受入の実態をよく精査した後に短期受入れを検討すべき
専修学校(専門課程)において、もともと短期外国人の受入は想定されていないため、もし推進するのであれば法や規定の整備が必要。大学にある助成制度が専修学校にはない。現状の大学(全部とは言わないが)の留学生受入の実態をよく精査した後に短期受入れを検討すべき。
外国で服飾の勉強ができている人の受入れ可
短期外国人学生への財政援助
ビザの許可緩和

5. 自由記述 : 今後の短期外国人学生受け入れ政策に関して、行政当局、文部科学省、外務省、法務省などへの要望がありましたら、以下に記入ください。

コメント
入国審査の厳格化・保護者、保証人審査の厳格化・違反者に対する罰則強化。入国者母国政府との適切な協約の締結・語学力の公的認定制度の確立・諸外国に対する広報の強化(特に日本の実情、現実、入国生活)。
介護福祉士、作業療法士の養成にあたり、外国人を対象とする政策が出た時は、トータルな環境整備を必要とします。検討委員会などにお呼び下さい。
介護福祉士養成施設は2年課程なので、制度上短期外国人学生の受け入れは、不可能。(留学資格で在籍・卒業の実績はあります。)3)、4)には回答困難です。2)の回答についても実質上「推進できない」とお考え下さい。
在学生の出席率、退学率管理の軽減、ビザ許可制の緩和。
専門学校では法律上短期外国人の受け入れを認められていないし、現状では、カリキュラム上難しいが専門課程以外の研究科での受け入れが認められれば、短期(1年)も可能となる。
短期コースに合わせた在留資格の付与が必要。その辺の仕組みの整備を。
短期では資格取得できず、国内で就労できない為。
入管への提出書類の簡素化。
ビザなどの受け入れ条件が変更(改善)されないとうけいれは難しいのでは。
服飾関係は、1年程度は外国で基礎教育を受講されていないと短期で修得することはきわめて困難である。
まず現状の正規留学生の受入環境の設備並びに諸問題の解決を先行して実施しなければ、短期外国人学生の受入を安易に推進すべきではないと思います。

### 第3節 2006年5月2日以降2007年3月31日までに「留学」資格で受入れた留学生

図表 8-3-1. 2006年5月2日以降2007年3月31日までに「留学」資格で受入れた留学生

2006年5月2日以降2007年3月31日までの間に受入れた「留学」資格の外国人留学生がいましたか。								
a.「留学」資格で1年以上在籍した短期留学生		b.「留学」資格で1年以上在籍する留学生(9月入学など)		c.在留資格変更申請中等で5月1日までに「留学」資格が取得できなかった外国人学生		d.その他	e.いない	f.把握していない
学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数	学校数	学校数
2	6	14	241	7	17	2	92	0
校	人	校	人	校	人	校	校	校

コメント
d/昼は大学、夜は本校に通うWスクール
d/家族ビザ



#### 第4節 2006年度に「留学」ビザ以外で在籍した外国人学生

図表 8-4-1. 2006年度に「留学」ビザ以外で在籍した外国人学生

2006年度内に、海外の中等教育、高等教育を修了した後、貴学に在籍した以下のような在留資格の外国人学生がいましたか。														
a.永住		b.定住		c.日本人の配偶者		d.特別活動(ワーキングホリデー)		e.その他(外交・報道・医療・人文知識、国際業務・技術など)		f.外国人学生が在籍していない、または、外国人学生を受け入れていない	g.留学ビザの学生のみ在籍している	h.留学ビザに変更可能な者のみ入学を許可している	i.その他	j.把握していない
学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数	学校数	学校数	学校数	学校数
13	24	20	40	19	48	2	3	14	23	24	36	18	5	0

コメント
e-家族滞在
e-家族滞在
e/観光ビザ
e/家族滞在
e/夫(韓国人)の家族滞在
b/家族滞在

## 第9章 本調査のまとめと提言

本調査は、全国の四年制大学を対象とした悉皆調査により、日本における1年以内の短期留学生受入れの実状を把握し、今後の政策立案に具体的なデータを提供することを主な目的としている。これまで日本では、留学生数のデータは5月1日現在の数値であり、年間を通した留学生の流動性を踏まえた実態がつかめなかったが、それだけでなく、留学生の在籍(または滞在)のあり方が急速に多様化してきたために、どのような学生を「留学生」と捉えるかという定義の問題についても再検討せざるを得なくなっている。実際に、オーストラリアのIDPが発表した2025年の世界の留学生数予測を皮切りに、自国の留学生数をどの程度まで増やすかについての主要受入れ国の競争が激化しているが、「留学生」の定義については世界的に統一したものがあるわけではなく、結果として、留学生数のカウントも各国それぞれが定めた「留学生」の基準(各国の入国管理法に影響されやすい)に応じて行われているのが現状である。OECDはInternationalisation and Trade in Higher Educationで加盟各国における留学生の定義を概括的に掲載したり、Education at a Glanceで留学生の定義を行っている。特に後者では、「留学生」を高等教育段階での学生の勉学を目的とした流動性(移動性)を捕捉するという観点から測定すべきであるということをも明確に打ち出してきており、International student(留学生)とForeign student(永住者や移民の子女を含む外国人学生)に分けて、それぞれに定義することを試みている。しかし、これも統一的な定義として各国に敷衍しているわけではない。

日本も、留学生を30万人受入れるという場合に、その留学生とはどのような外国籍の学生が含まれるのかを明らかにし、その内訳毎に区分して受入れ目標を立て、個々の条件に合った政策を立てる必要がある。このような問題意識から、本報告の最後に、今後益々高まるであろう留学生交流の多様性や流動性に対応した留学生受入れの政策的な提言を本調査に沿って行う。

なお、定義については巻末に特別寄稿論文『留学生の定義に関する比較研究』を掲載したので、こちらをご参照願いたい。

### 第1節 まとめ：受入れ人数・校数と全体の概況

JASSOによる2007年5月1日付の調査では、短期留学生の数はおよそ8千人(8,368人)である。しかし、今回の調査で年間を通した短期(2週間未満~1年まで)の受入れ数はその約2倍の15,000人超であることがわかった。学部レベルでの受入れがやはり多く、8千人を超えているが、学部・大学院を問わない「その他」も4千人を超えている。

実施大学数をみると、学部か大学院か「その他」かを問わず、とにかく2週間未満から1年までを「短期」として位置づけ、留学生を1人でも受入れている大学は、今回の調査の有効回答631校中409校(64.8%)であった。学部、大学院、「その他」別の概要は次の1~3の通りである。

## 1. 学部

学部レベルで受入れている短期の留学生数は8,739人で、短期の受入れ総人数15,146人の57.7%であり、その大学数は362大学で短期の受入れを行っている409大学中の88.5%である。期間別に比較してみると、学部では、やはり交換留学が多いためと考えられるが、292校、8割の大学で6ヶ月から1年の受入れを行っており、その数は5,661人に達する。ただし、3ヶ月から6ヶ月という受入れも124校(34.3%)に及んでおり、学生数は1,038人(11.9%)と大学数の割には少なく、メジャーな方式にはなっていないが、 Semester制の定着と共に、交換留学での1 Semesterの受入れも徐々に進んでいるのではないかと察せられる。3ヶ月未満になると、数は大きく減少する。とは言え、3ヶ月未満の期間でも1割を超える50校前後が実施しており、多様な期間の受入れが現実のものとなっていることがわかる。学生数で見ると、1ヶ月から3ヶ月が一番少なく309人、期間が短くなると逆に増加し、2週間から1ヶ月では744人、2週間未満では987人となる。このことから、Semesterなどに関係なく実施されるごく短いプログラム(サマープログラムや交流・視察・体験学習的な短期の受入れ)である程度まとまった人数が受け入れられていることが察せられる。

## 2. 大学院

大学院レベルで受入れている短期の留学生総数は2,020人で、短期の受入れ総人数15,146人の13.3%であり、その大学数は187大学で短期の受入れを行っている409大学中の45.7%<sup>19</sup>である。期間別に比較してみると、約半数の大学(48.1%)が6ヶ月以上1年までの期間での受入れを実施しており、学生数は1,327人である。次に3ヶ月以上6ヶ月未満の受入れを実施している大学は57校で、大学院で受入れている全大学中の約3分の1(34.5%)であり、人数は344人である。3ヶ月以内では学部と同様実施している大学数は大きく減ってくるが、これも学部と同様2週間未満の受入れは校数が少ない(11校)割には受入れ人数が多く(154人)なっている(1校あたりの受入れ人数が多い)。最近、韓国などを中心に大学院レベルでの2週間程度の海外サマースクールが盛んになってきており、その影響で日本でもこの種のプログラムに対応した受入れが、始まってきていると推察する。

## 3. その他 (以下「その他」とする)

学部か大学院かを問わずに受入れている短期の留学生総数は4,387人で、短期の受入れ総人数15,146人の29%で、大学数は122大学あり、短期の受入れを行っている409大学中の29.8%である。学部か大学院かを問わないということから、日本語・日本文化に関する研修(6ヶ月以上1年まで)の受入れが中心ではないかと思われる。これについては期間別のプログラム内容のところでもより詳しく分析したとおりである。最も人数が多いのは6ヶ月以上1年までの期間の受入れで、71校が1,885人を受入れている。「その他」で受入れている大学の約半数はこの期間での受入れを実施していることになる。次に多いのは、学部や大学院での受入れとは違い、2週間以上1ヶ月未満と1ヶ月以上3ヶ月未満の受入

<sup>19</sup> 小規模な私立大学には大学院がないところやあっても、きわめて小規模なところも多く、このパーセンテージの解釈には注意を要す。

れであり、「その他」で受入れている大学の約 2 割で実施している。2 週間未満の受入れ人数は、語学習得などにしては短すぎると考えられているのか、1 割に満たない。

このように、1 年以内の短期留学も徐々に広がっていることがわかったが、しかしそれでも、日本の大学がこのような短期の受入れを積極的に推進していこうとしているかということになると、必ずしもそうとは言えない。大学の国際性・国際的イメージを高めるといった漠然とした効果は感じているが、日本人学生の短期の送出しとセットになっているために実施している（交換留学生制度の継続）というような回答も多く、経済的なメリットについてはほとんどの大学が感じていない（むしろ否定的である）。国際基督教大学や上智大学、関西外国語大学のサマープログラムなどは、明確な理念があって短期プログラムを行っていると思われるが、それでも、短期の受入れは事務が煩雑であり、宿舍の確保が難しく、しかも言語（英語）対応が教職員ともに不十分であるという課題が大きいのかかる。このような壁が立ちはだかるせいであろうか、コスト・ベネフィット分析などを独自に行って、積極的に効果を見出し、経済的にもプラスになるとみなせるようなプログラムの開発が遅れている。そこで以下では、今後の留学生受入れの基本的なスタンスと、それに則って検討した短期留学に関する提言、あるいは戦略的にどのような切口で分析をしていく必要があるかについての例示（検討課題の提起）を行う。

## 第 2 節 課題と提言

### 1. 30 万人受入れの基本的なスタンス(理念)

平成 15 年～17 年度文部科学省科学研究費による研究『日米豪の留学交流戦略と中国の動向』、平成 18 年度文部科学省先導的・大学改革推進経費による委託研究『留学生交流の将来予測に関する調査研究』、ならびに本調査を通して、調査メンバーは今後の日本の留学生受入れの基本的なスタンス(理念)を次のように据えるべきではないかと考えるに至った。

すなわち、「留学生受入れの入口～在籍期間～出口（就職）の一貫した全体像を日本と世界(特にアジア)のグローバルな人材育成教育として位置づけること」である。留学生の受入れを日本と世界のグローバルな人材育成という観点からみれば、それは単に大学等での在籍期間だけの問題ではない。如何に学ぶ意欲の高い人材を発掘して、如何に質の良い学びの機会を提供し、そして教育を受けた彼らが如何に世界に出て活躍するかという全体を

構想して受入れていくべきである。すなわち、海外（留学生の母国）での広報、アクセス内外の日本語教育、受入れ態勢（オリエンテーション等）各レベルでの高等教育 国内外での就職（人材供給）という大きなサイクル全体を考え、日本の特色(強み)を最大限生かした一貫性のある政策をとらねばならない。

この基本的スタンスは、アジア諸国の一員として、世界への貢献と日本の国益にともに適合する政策であり、世界の人材育成、日本の人材育成に日本の誇る分野で貢献する政策である。大学等がこのようなスタンスを取ることは、すなわち日本人学生も含む、キャンパス全体をグローバルな（ユニバーサルな）視点からの人材育成教育プランに組み込むということである。

人材育成という意味では、今後 10 年～15 年の留学生受入れを考えたときに、30 万人という数字は野心的ではあるが、実現可能な数ではないかと考える。30 万人でなければならないという根拠を本調査から導き出すことはできないが（そのような意図の調査は実施していない）、先の調査『留学生交流の将来予測に関する調査研究』の数字を補外推計すれば、留学生受入れの諸条件が肯定的に推移していくとの前提で、2025 年に大学が受入れたいとした留学生数の合計はおよそ 23 万人であり、これに入口（海外広報の強化、日本語教育機関の整備、海外からの直接（渡日前）入学許可の推進等）と出口（就職、移民や市民権の付与）の条件が整ってくれば、30 万人は数値目標としてふさわしいと考えられる。なお、30 万人という数自体の合理性を検証するという意味からすれば、今後日本の経済界・社会がどの程度の留学生を求めるようになるかといった、大学の外側から求められる留学生数の量的規模についても調査する必要がある。また、すでに大学等を卒業し、国内外の実社会で活躍している元留学生の層も十分な厚みを形成している。これらの総体を経済効果として把握することは困難ではあるが、10 万人計画の評価として何らかの社会的、経済的効果を算出し、具体的な事例を数多く紹介することで、今後の留学生受入れ政策の指針とすべきである。

本調査の最後に行った調査メンバーでのディスカッションでは、多様な留学形態が展開する中、日本はどのような「留学生」を受入れたいのか、そして彼らをどう育成したいのか、受入れ政策のどこに重点を置くのか、上記のサイクルのどこに、どのような政策が必要なのかについて検討した。報告書では、調査とのかかわりを配慮しつつ、比較的広い範囲にわたって提言をまとめた。

## 2. 課題と提言

第 1 節で述べたように、現在の大学の認識では、積極的に短期留学を推進したいと考えている大学は多くない。しかし、短期留学を強力に推進している先進諸国の潮流を考えても、これは短期留学が日本の大学と学生にとってメリットの少ない形態であることを示しているのではなく、大学がきちんとした教育的意義や理念の明確化（特に自大学の学生に対する教育的効果を明らかにする）、目標設定、ニーズの分析、日本の魅力や比較優位を生かしたプログラム開発等の戦略的かつ積極的な試みが不足していることを示していると思われる。また、留学生の短期受入れに関する政府等の支援も必ずしも十分ではない。そこで以下では、本調査から導かれた、あるいは触発された幾つかの検討課題を示したい。

### （1）交換留学制度の充実

本調査で、短期留学の推進プラス要因を尋ねたところ、「学生の受入れと派遣をセットにして交流協定を結んでいるため」が非常に大きいと回答した大学が 30% みられたことが特徴的であった。また、この項目は、判別分析の結果、短期留学推進の姿勢に影響を及ぼしている要因の中で最も重要なものであることが分かった。大学には日本人学生を送り出したいという要望があり、その条件として外国人の短期受入れを捉える視点が見られ、こ

のことが1年未満の短期留学生受入れ推進と表裏一体をなしているのである。よって、交換留学制度の充実と拡大は継続して必要であり、特に効果的な受入れプログラムの開発は欠かせない。特にセメスター単位での交換留学は、欧米を中心に今後ますます増加していくと見込まれるので、そのニーズに日本の大学が対応できるようにすることが重要である。

## **(2) 短期間でも効果のあがる実践的で研修的な要素の強いプログラムの開発**

推進への消極的な意見の中で、「期間が短すぎて、学生がまとまった知識を獲得できない」という項目は、それほど強くはないが、統計的に受入れ推進にマイナスに働いている。また、今後の受入れに消極的な大学の中には、医学・歯学系、福祉系、あるいは芸術系などの専門に特化した大学が多い。さらに、専修学校専門課程の調査でも、短期留学生の受入れはほとんどといってよいほどなされていない。

しかし、このような専門的かつ実践的、研修的な効果が期待されるような分野では、すでに基礎的な知識を身につけた現場経験のある者が短期間で日本の最先端の現場から学べるようなプログラムを提供できるのではないだろうか。すなわち、インターンシップや研修的な現場実践を組み込んだプログラムが未だに開発されていないというところに問題があるように思われる。

近年韓国などでは、大学院を中心としたサマープログラムが盛んになってきている。この効果がどれほど上がっているかは調査に値する。特に、博士課程学生（若手研究者）の育成には、海外のカウンタパートとの交流が重要であり、博士課程の学生に対する短期の研究交流プログラムにも力をいれるべきであろう。

## **(3) 中小規模大学の短期留学を支援する競争的支援策の導入**

今回の調査では、期間の短い受入れにおいて比較的規模の小さな大学が参加しようとしている傾向が伺えた(第3章第6節参照)。長期の留学生受入れに取り組むことにはそれなりの覚悟が必要になるが、小さな大学がその特色を生かして、スポーツ・芸術・宗教・環境・医療・文化などの、特に日本の得意分野で短期の受入れから取り組むことは、リスクを抑えて国際交流に参加する方法ではないかと思われる。このような小さな取り組み（好事例）にもインセンティブを与えるような支援策が望まれる。

## **(4) 日本の強みを生かした実践的で研修的な要素の強いプログラムの開発**

上記(2)と重なるが、日本の強みや比較優位を生かした短期間のプログラムの開発は、むしろ世界から望まれていることではないだろうか。世界を席卷する日本のポップ・カルチャーやファッション、高度経済を支えたものづくりの技術、和の伝統と平和への取り組み、高度な環境対策技術、医療技術、農業・畜産技術、そして日本語教育などである。短期間の実践的、研修的要素の強いプログラムなので、すでにある程度の知識と経験を身につけた学生を対象とした内容になるが、インターンシップなど企業との連携も含めたプログラムは極めて魅力的なものになりうる。最近このような分野には、比較的規模の大きな大学も進出してきているが、従来から専門学校や専修学校が魅力的なプログラムをもっているところであり、より実践的な調理、造園、園芸、服飾、アニメなども留学生をひきつける

であろう。

日本語教育については、その学習人口は決して少なくないし、また近年増加しているとの報告もある。海外の日本語教育を推進する国際交流基金や外務省とも連携して世界に広報し、短期間の語学・文化体験プログラムとして積極的に売り出すことは検討に値する。また、漢字文化圏からの留学生は 1000 時間程度の日本語学習である程度上達するが、非漢字文化圏からの留学生がそうなるためには倍の 2000 時間程度の日本語学習が必要だということも踏まえた政策を検討するべきであろう。特に、中国などではエネルギー戦略を踏まえた中東からの留学生受入れ政策を実施しているが、それらの国々の多くがイスラム圏であることを考えると、比較的親日的な国々も多いこれらイスラム圏からの留学生誘致は、日本の省エネ技術と枯渇資源政策からみても合致する。このような受入れは短期というよりも比較的長期の受入れ政策になるが、戦略的な構想として重要なものとの議論がなされたので、ここに掲載する。

#### **( 5 ) 30 万人の内訳を構想するための検討課題**

30 万人という数値目標を大枠で捉えるだけでは、具体的な戦略に結びつかない。ただし、内訳を想定するためには、大きく分けて 3 つの要素を考えねばならない。一つ目は、四年制学部・大学院・短期大学・専門学校専修課程・高等専門学校などの課程別にどの程度の人数を受入れていくことが望ましいかという問題、二つ目は就学生を留学生の一部と考えてカウントするかどうかという留学生と就学生の統一（以下、「留就統一」とする）と留学生の定義の問題、三つ目はどの程度の期間在籍する者を留学生とみなすかという期間による留学生の定義の問題である。これについては巻末の特別寄稿論文を参照願いたい。

今回扱う短期留学という観点からは、1 年以内の留学生を何人受入れたいのかについて具体的な数値目標（例えば単位取得を前提とした 1 セメスターから 1 学年以内の留学生を 5 万人）を立てて、それに見合った政策的支援が望まれる。

#### **( 6 ) 半年間の短期留学ビザ**

上記（ 4 ）の三番目の問題にひとつの考え方を提示するならば、本調査メンバーは期間についてはどこからが留学生であるかということを厳密に区別しなくてもよいと考える。ただし、ビザの観点から言うならば、3 ヶ月以内は短期ビザでの入国・在留であり、この期間での受入れについては「短期（留学）」というカテゴリーを新たに加えて明確にすること一案として考えられる。3 ヶ月を超えた場合には、今後の期間の多様化、特にセメスター留学の増加などを考えて、半年間の留学ビザを新設してはどうか。在籍期間が 3 ヶ月～6 ヶ月程度であるにもかかわらず、1 年のビザ等が発給されてしまうことは在留管理の点からも望ましくない。

#### **( 7 ) 日本の留学生受入れ動向把握の精緻化**

今回の調査でも明らかになったように、留学生の多様化、特に短期留学の多様化は着実に進んでいる。また、巻末の定義論文に示されているように、留学を学生の国際間移動（流動性）に着目して捉える視点が特に欧州で広まっている。これらの点から考えると、現在

日本が採用している毎年5月1日付の在籍の有無による留学生数把握という定点観測的な手法は、必ずしも時代適合的なものとは言えなくなっている。さらに、本調査で調べた1年以内の短期留学の状況を把握するということからすれば、年間1回(5月1日)から年間2回(例えば5月と11月)というように回数を増やすという方法もあるが、留就統一の方向性などを考慮すれば、入口から継続して把握する米国のSEVISのような入管と受入れ機関とをつなぐ情報管理システムの検討が必要になってきていると言えよう。

#### (8) 留学生と就学生の統一

基本的なスタンスとしての日本での中等後教育での日本語学教育を含む留学生受入れの一貫性、ならびに大学等の留学生の最大の供給先が就学生であるという事実から、「就学生」を留学生政策の一環として捉え、政策として取り込む必要があることはこれまでも指摘されてきた。留学生と就学生が認められる活動範囲や処遇の違いは、近年しだいに縮まってきているが、それでも入管法上区別されている限り、その差異は存在し、また社会的に就学生が不法就労・残留の温床であるかのようにメディアに報じられた歴史があり(実際にはパーセンテージとしては、今や「留学」からの不法残留の方が高くなっている)、社会的イメージの点からも統一が望ましいと考える。教育の観点からも、就学生から留学生へのカリキュラムの連続性がきちんと議論されて調整されてこなかった現実、その名称の故ではないのだが、日本語学校での在籍と大学での在籍による在留資格上の明確な区別と格差が日本語教育機関と大学の留学生教育や支援における連携を阻んできた象徴的なものであるということと言えるであろう。留学生と就学生が全く同じに扱われることでよいかどうかという議論はあるとしても、少なくとも大きな範疇としては同じ「外国人留学生」として取り扱う方向で検討する必要がある。

留学の入口としての日本語教育をどう展開するか、ビザも含めた受入れ体制をどう構築するかは重要な問題である。すでに海外からの直接受入れ(渡日前入学許可)のノウハウを蓄積している日本語教育機関を積極的に大学との連携の下に活用してはどうだろうか。日本語学校の中には受入れ業務の国際化(対応)が大学よりもずっと進んでいるところがある。アジア地域を中心に各国の教育制度(教育資格制度)、中等教育の卒業証明書・成績証明書、国の経済状況、財政能力を示す銀行関係の残高証明書や納税証明書(収入証明)、会社登記簿、各国の住民・住居証明、出生証明書、婚姻証明などについて、真偽性だけでなく、日本との同等性、接続性の観点から評価する(foreign credential evaluationを行える)力量を培ってきたところが多いのである。

財団法人日本語教育振興協会(以下、日振協という)は、2年前より中国教育部と協定を交わし、中等教育の卒業・成績証明を直接確認できるような制度を作り上げたが、これは大変大きな進歩である。大学もこのような施策を学び、取り入れていく必要があると思われる。

#### (9) 日振協による日本語学校の認定・チェック体制の強化と大学での新たな管理体制の構築

今後留学生と就学生が大幅に増えると想定すると、入国管理局(以下、入管という)の



個別審査では作業量の激増に対応しきれないという事態も想定され得る。かといって、きちんとした制度なきままに受入れ教育機関に入国・在留の審査に係わる事項の一部を任せる（責任を持たせる）ことになれば、不法就労・残留の問題が再発しかねないことはこれまでの経緯から想像に難くない。そこで、留就統一の前提として、入国・在留と教育の観点からの複合的な管理体制が必要になってくる。

日本語学校に関しては、現在日振協が学校の認定を行っており、認定後のチェック体制も強化されてきている。学校認定には施設と教員の設置基準審査が中心となっており、一度認可されると、その後の更新は3年に1度となる。このような設置基準に係わる再審査に加え、学生の入国在留管理に関する基準・評価ならびに教育的観点からのアプローチを加え、これに違反があれば認定の保留、指導、さらには取消し、学校名の公表など、認定行為に対応する社会的責任を日振協自らが担うことは理にかなっているように思われる。すでに、日振協では不法残留を多数発生させた日本語教育機関への指導など、在留管理面についても審査対象として取り入れているとされる。

大学に対しては、大学評価学位授与機構や大学基準協会など評価機関による評価が義務付けられているが、このような機関が日振協と同じように、入管政策からだけではなく、教育面からの配慮もなされた「海外から留学生を直接入学させることができる教育機関」の評価・認定、および問題が起こったときの対処＝認定の保留・指導・取消を担うことはできないだろうか。

最後に、留学生の在籍と在留管理については、先にあげたような入管と留学生受入れ機関をインターネットで結ぶようなシステム、すなわち米国のSEVIS（ソフトウェア）の日本版のようなものの研究が必要な時期にきていると言えよう。しかし、一方で、このシステムはかなりプライバシーに踏み込むものとなり、個人情報の管理の点からは必ずしも安全とは言い切れない側面も指摘されている。慎重に検討する姿勢が必要である。

(以上)

特別寄稿論文  
留学生の定義に関する比較研究

小林 明（明治大学<sup>20</sup>）

## はじめに

小論では、世界各国で国境を越えた学生の移動が増大しているという実態を受け、留学生の定義について考察する。OECD や UNESCO などの国際機関、各国の教育省や法務省、教育関連機関などによって、それぞれ定義の仕方が異なる。

OECD の 2004 年までの調査では、受入れ国の市民でない者（non-citizen）を外国人学生（foreign student）としてカウントしてきたが、2005 年以降はさらに international students というカテゴリーを設け、実態に応じた国家間学生移動を把握しようとしている。アメリカでは、foreign という単語の排他的意味合いが指摘されたり、国あるいは大学によっては overseas students や international students あるいは non-“country” students といった表現が使用されたりするようになってきた。

日本国内に限定しても留学生を表していると思われる語彙に「外国人留学生」、「外国籍学生」、「外国人学生」、「正規留学生」、「短期留学生」、「国費外国人留学生」、「私費留学生」、「帰国留学生」、中には「元日本留学生」や「日本人留学生」という表現もあり、近年では「国際学生」の呼称も散見されるなど実に多様である。それぞれに意図して利用されていると思われるが、その内容もまた様々である。ここでは、留学生を受入れている世界の主要国の定義を調査することで留学生の多様性を認識しつつ、日本の留学生定義の位置づけを考察するものである。

## 第 1 章 留学生の急激な増加の現状

### 第 1 節 世界の現状（1975～2005 年）

UNESCO と OECD の共同統計によると、2000 年以降、世界的な傾向として留学生数の急激な増加が見られる。1975 年以来 5 年ごとに行われた留学生数統計によると、調査初年の 1975 年に全世界の留学生総数が 60 万人であったものが、25 年後の 2000 年に約 3 倍の 180 万人になっている。世界の留学生数は四半世紀をかけて 3 倍に達したことになるが、2000 年から 2005 年では 50% のさらに急激な伸びを見せ、その 5 年間の各年伸び率は 8% 強を記録している。1975 年と比較すると実に約 4.5 倍の 270 万人に達したことになる。

---

<sup>20</sup> 調査研究時は国際教育企画代表、2008 年 4 月 1 日より明治大学国際日本学部

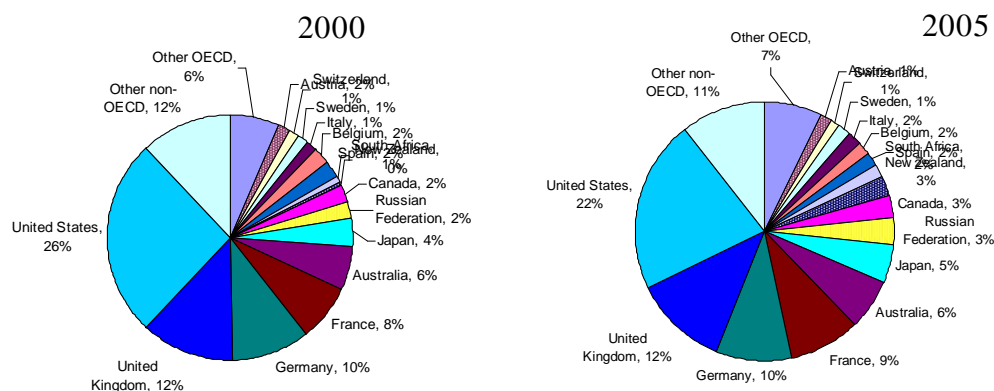
図表 1.1. 1975~2005 年の自国以外の高等教育機関における学生数の増加（単位 万人）

年	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
留学生数	60	80	90	120	130	180	270
対 5 年前比	-	133%	113%	133%	108%	138%	150%
対 1975 年比	1	1.3	1.5	2.0	2.2	3.0	4.5

（出所）ECD と UNESCO Institute of Statistics (UIS)からのデータより作成。（UIS が 1975-1995 年の全データ及び 2000-2005 年の大半の非 OECD 加盟国データ、OECD が 2000-2005 年の加盟国データと一部非加盟国データを提供した。）

これだけの急増の実態はどうなっているのか、世界の留学生受入国の上位を 2000 年と 2005 年の比較で見ると、その実態が明らかになる。アメリカは 5 年前の 26%から 4%もの大幅な減少とはなったものの、今も最大の留学生受入国である。そのアメリカを筆頭に、イギリス（12%）、ドイツ（10%）、フランス（9%）の 4 か国で世界の留学生数の 53%を受け入れている。4 か国を追う形でオーストラリア（6%）、日本（5%）、ロシア（3%）、カナダ（3%）、ニュージーランド（3%）と続いており、上位 9 か国の留学生受入総数は全体の 73%にも及んでいる。このほかにも中国の留学生受け入れ数が 2007 年には 19 万人に達し、受入れ主要国の一つになりつつある。しかし、このような比較はどのような規準に基づいているのだろうか。

図表 1.2. 2000 年と 2005 年データの比較による OECD 加盟国の高等教育機関における全学生数中の「外国人学生」の占める割合）



<出典: OECD and UNESCO Institute for Statistics for most data on non-OECD countries. Table C3.8. See Annex 3 for notes ([www.oecd.org/edu/eag2007](http://www.oecd.org/edu/eag2007)).>

## 第2章 定義の比較

### 第1節 留学生の定義の規準

#### 1. OECDとUNESCOによる留学生数データ

留学生の数を国家レベルで世界的に比較するためには、各国共通する「留学生の定義」が不可欠であるが、現実的には各国の様々な事情があり、統一された定義が存在するわけではない。また、各国の入国管理上の審査基準としての留学生の定義、各教育機関の入学選抜基準や授業料徴収基準としての留学生の定義、あるいは各国政府や国際機関などの行う統計上における留学生の定義など、誰がどのような目的で留学生をカテゴライズするかによって、様々な定義の形が存在する。

OECDとUNESCOは、自ら独自の調査によって留学生数を発表しているわけではなく、各国から上がってきたデータを図表2.1のように「外国人学生」と「留学生」とに分けて集計している。OECDは、UNESCO及びStatistical Office of the European Communities (EUROSTAT<sup>21</sup>)の収集データを加味して集計しており、基本的なスタンスはUNESCOのものと大きな違いはない。従って、本報告では、OECDが毎年発表しているEducation at a Glanceをもとに検討する。

Education at a Glance<sup>22</sup>をみると、2004年以前の調査では、国籍<sup>23</sup>・市民権<sup>24</sup>を持たない「外国人学生」(foreign students)に焦点をあて、学生自身や親の移民の結果として、当該国で永住者である外国籍の学生(foreign students who are permanent residents)も全体数に含めていた。しかし、この算定方法は、EUやEEA<sup>25</sup>における学生の自由な移動などにより、従来の入国管理方法では学生の移動を測定することが不可能となったため、OECDでは2005年に調査方法を改めた。その結果、2006年版報告書から図表2.1に見られるように学生の移動を調査することを目的に、「教育を目的として国家あるいは領土の境界を越えてきたもの」という基本的なスタンスを定め、従来のforeign students(これを以下「外国人学生」という)というカテゴリーの他に、international students(これを以下「留学生」という<sup>26</sup>)という新しいカテゴリーを導入した<sup>27</sup>。

ただし、実際には各国がこの2つのカテゴリーに即した学生数を把握しているというわけではない。

<sup>21</sup> EU加盟諸国に跨る各種データの調整を促進し、加盟国へ統計データを提供するECの統計処理機関  
<sup>22</sup> Education at a Glance OECD 2007, Annex 3: Sources, Methods and Technical Notes, “Chapter C: Access to Education, Participation and Progression,” pp.14-15

<sup>23</sup> 「国籍とは、人が特定の国の構成員であるための資格をいいます。国家が存立するためには、領土とともに、国民の存在が不可欠ですから、国籍という概念は、どこの国にもあります。しかし、どの範囲の者をその国の国民として認めるかは、その国の歴史、伝統、政治・経済情勢等によって異なり、それぞれの国が自ら決定することができます。」法務省ホームページ<[www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html)>  
<sup>24</sup> 「人民ないし国民の権利。人権または民権に同じ。また、公権とも同義に用いる。」グローバル市民権の会 <<http://www.gcnet.at/citizenship/citizenship-nationality.htm>>

<sup>25</sup> European Economic Area のことで、スイスを除く EFTA 加盟国の [アイスランド](#)、[リヒテンシュタイン](#)、[ノルウェー](#) と、[EU に加盟する 27 か国](#) が参加している。(Wikipedia)

<sup>26</sup> カギ括弧をつけない留学生は、国境を越えてきた学生(これを「留学生」として区別している)以外の学生も含まれることのある、より漠然とした従来の概念で用いているので注意。

<sup>27</sup> Education at a Glance, OECD 2007, “Indicator C3: Who Studies Abroad and Where?” pp. 301

図表 2.1. 「留学生」と「外国人学生」の定義

種類	英文表記	定義
「留学生」	international students	明らかに勉学を目的として国境を越えた学生
「外国人学生」	foreign students	統計データを提出した国の国籍・市民権を持たない学生

(出所) 2007年版 Education at a Glance OECD ( EDUCATION AT A GLANCE, OECD INDICATORS 2007, ANNEX 3: SOURCES, METHODS AND TECHNICAL NOTES, “CHAPTER C: ACCESS TO EDUCATION, PARTICIPATION AND PROGRESSION,” PP.14-15 ) より作成

図表 2.2.は、OECD が、各国が提出した統計をもとに、これを二つの規準(「留学生」と「外国人学生」)に則って集計したものである。これで明らかなように、学生の移動を計る「留学生」のデータが、OECD への加盟の有無を問わず、統計の無い国も少なくない反面、フランス、アイルランド、アメリカのように「留学生」の把握はできていても、「外国人学生」のデータ収集が行われていない国も少数ではあるが存在する。高等教育機関に在籍する学生としての認定だけで、「留学生」とも「外国人学生」とも区別していないのは唯一カナダだけである。

図表 2.2. 各国における「留学生」と「外国人学生」の高等教育機関在籍学生総数中の比率と実数 ( m はデータなし。 )

	「留学生」 International Students (%)	「外国人学生」 Foreign Students (%)
	高等教育機関の在籍学生総数中の「留学生」比率	高等教育機関の在籍学生総数中の「外国人学生」比率
オーストラリア <sup>1</sup>	17.3	20.6
ベルギー <sup>1</sup>	6.5	11.7
カナダ	m	m
フランス <sup>1</sup>	10.8	m
ドイツ <sup>2</sup>	m	11.5
アイルランド <sup>2</sup>	6.9	m
日本 <sup>1</sup>	2.8	3.1
韓国	m	0.5
スウェーデン <sup>1</sup>	4.4	9.2
イギリス <sup>1</sup>	13.9	17.3
アメリカ <sup>1</sup>	3.4	m

1. 学生移動を調査するために、「留学生」を居住国で定義している。（留学前に住んでいた国が留学先国ではない）
2. 学生移動を調査するために、「留学生」を高等教育前の教育を受けた国で定義している。
3. カナダのデータが出ていないこと理由は不明である。

（出所）OECD Education at a Glance 2007, Indicator C3 Chapter C, Table C3.1.から作成

## 2. 留学生定義の規準項目

留学生定義の規準となる要素を抽出してみるとおよそ以下のようなものがある。各国は、これらの規準のいくつかを組み合わせて独自の定義を行っている。

国籍・市民権の有無

永住権の有無

主な居住地を留学先以外に定めているか否か

移民か否か

国際標準教育分類<sup>28</sup>（International Standards Classification of Education）のどのレベルに在籍するか

上記の国際標準教育分類に入らない語学学校などの機関に所属する学生を留学生とみなすか否か

留学ビザの有無

高等教育前の教育を留学先国以外で受けているか否か

在学期間

その他（出生地等）

## 第2節 主要国の定義

各国の多様な留学生定義が世界的な学生移動の実態調査に困難を与えているが、まず、世界の主要留学生受入れ国であるアメリカ（22%）、イギリス（12%）、ドイツ（10%）、フランス（9%）、オーストラリア（6%）、日本（5%）の定義の根拠を示しているのが下記図表 2.2.である。そうした OECD 加盟国の留学生受入主要国に、近年受入れにも積極的な中国、マレーシアを加えて、その受入数の多い順に各国の定義を明らかにしてみよう。

<sup>28</sup> この分類は、1970年代の初め UNESCO が考案し、1975年の総会で承認された。教育課程をレベル 0 からレベル 6 までの 7 段階に規定したものであり、高等教育機関の範疇としてはレベル 5B を準学士、専門士、5A を学士課程、レベル 6 を修士、博士課程としている。

図表 2.2. 主要国の「外国人学生」(foreign students)と「留学生」(international students)の定義に関する根拠 ( は「外国人学生」の定義、 は「留学生」の定義)

	外国籍	市民権	諸条件									出生地	居住地	教育					
		非市民	永住者を含む	住を含まない	前国をまい	自民含ない	移をまい	民含ない	自提の隔生を含む	国供進学を含む	隣国の民含ない	国居自人含ない	隣諸にる国をまい	教育目的に国をまい	外でまた者	国生れ	外にた居がる者	国主る所ある者	高等教育を国受けた者
アメリカ																			
イギリス																			
ドイツ																			
フランス																			
オーストラリア																			
日本																			

参考：EDUCATION AT A GLANCE, OECD INDICATORS 2007, ANNEX 3: SOURCES, METHODS AND TECHNICAL NOTES, “CHAPTER C: ACCESS TO EDUCATION, PARTICIPATION AND PROGRESSION,”及び UNESCO Institute of Statistics からのデータにより作成

## 1. アメリカ

ACE<sup>29</sup>によると、アメリカでは international students(「留学生」)の把握は行われているが、foreign student(「外国人学生」)の把握は行われていない。図表 2.2.にあるように、アメリカは、「留学生」を「高等教育機関に在籍するもののうち、アメリカ市民ではなく、移民ではなく、難民ではない者で、永住権をもたない者」(ACE)と定義している。1985-6年度に開始した IIE の Open Doors 留学動向調査<sup>30</sup>でも、単位取得目的以外での外国人留学生、すなわち英語教育機関等に在籍する学生、あるいはアメリカにあるアメリカ以外の教育機関に在籍した「外国人学生」や高校レベルでの留学生の数も含まれていない。この点では、就学ビザで日本語習得を目的として在留する学生を留学生として算入していない日本はアメリカと類似した規準を持っていると言える<sup>31</sup>。ただし、日本では、留学の在留資格が付与されている者を留学生とみなしているが、アメリカでは、先の IIE の定義によれば、F-1(学生)ビザ、J-1(交換)ビザ、M-1(教育訓練)ビザの取得者をもって、すなわち留学生としているわけではない。上述のとおり、F-1ビザを付与されていても、正規課程での単位取得目的以外での外国人留学生(たとえば、大学附属の英語教育機関に在

<sup>29</sup> American Council on Education, “ACE Issue Brief, Students on the Move: The Future of International Students in the United States,” October 2006

<sup>30</sup> Copyright 2004 IIE Network - Member Website of the Institute of International Education, <<http://opendoors.iienetwork.org/?p=25092#faq4>> IIE Network Terms and Methodology for Open Doors, Frequently Asked Questions

<sup>31</sup>日本語習得を目的として、日本に在留する場合でも、大学の別科や準備教育課程に在学する場合は、「留学」の在留資格を付与され、留学生として算入されている。

籍する学生)は、Open Doors の統計において、留学生に算入されていない。一方、日本でも文部科学省の外国人留学生に関する統計とは別に法務省が「留学」を含む在留資格別の在留者を発表していることと同様に、アメリカにおいても IIE とは別に、国家安全保障省が SEVIS (Student and Exchange Visitor Information System) に登録されている F-1、M-1、J-1 のビザにより、アメリカの教育機関に在籍している外国人学生・生徒数を毎年発表している。2008年1月の発表によると、F-1 と M-1 ビザ取得者が約 67 万人、J-1 ビザ取得者が約 18 万人であったという統計資料がホームページに掲載されている。

なお、アメリカの場合 UNESCO の国際標準教育分類 (International Standard Classification of Education: ISCED) <sup>32</sup> に依拠した定義については、どこまでの教育課程を含んでいるのか定かではない。

## 2. イギリス

図表2.2.にあるように、イギリスでは留学生を 従来 overseas student と呼び、「イギリスの市民ではなく、外国に居所をもつ者。」と定義してきた。実務的には、イギリスに留学する場合は、政府の Register of Education and Training Providers に登録されている公立あるいは優良な私立の教育機関から入学許可を得て、イギリス入国前に entry clearance (ビザに相当) を取得した者となる。しかし、2007年に18歳以上の外国居住者に対して student visitor<sup>i</sup> と呼ばれる新しい訪問学生 (短期滞在学生) としての入国資格を導入した (ビザは不要である)。該当者は、入国後6か月以内の出国、就労不可、福祉制度申請不可などの entry clearance 取得者よりも厳しい制約はあるものの、大学など正規教育機関で短期間ではあるが勉強できるようになった。なお、この制度はまだ始まったばかりであり、これまでのイギリスの留学生数にはカウントされていない。今後どのように扱われるのかは不明である。

British Accreditation Council が認定した私立の College は、主に大学入学前の語学教育や予備教育等を行っているが、高等教育機関と位置づけられており<sup>33</sup>、ここには entry clearance が発行されているので、留学生とカウントされている。

イギリスに関してもう一つ指摘しておかねばならないことは、留学生から徴収する授業料が、出身地域・国によって異なるということからくる問題である。すなわち、母国の学生、EUから来る学生、EU以外から来る学生 (その中でも旧宗主国とそうでない国などの区別がある) とで授業料が大きく異なる。そのようなことから、一部の大学では EU から来る学生を overseas student それ以外から来る学生を international student と呼んで区別しており、EU以外からくる学生からは授業料をフルコスト徴収することになっている。

<sup>32</sup> ISCED (International Standard Classification of Education) 「教育の国際標準分類」の略。各国内および国際的に見た教育統計の効果的な収集・集計・提示方法を示す一助とするため、ユネスコが 1970 年代の始めに作成した。標準となる概念、定義、分類を示す。ISCED には教育機関や教育方法の区別なく、特殊教育を含む、児童・青少年・成人向けに組織され実施されているあらゆる教育プログラムが網羅されている。<<http://www.accu.or.jp/shikiji/glossary/indexm4.htm>> 巻末の Appendix に掲載した分類一覧参照のこと。

<sup>33</sup> BAC の認定校には、語学教育のほかに Foundation Course を持っているところがあり、ポローニャプロセスではこれをどう位置づけるかが課題となっている。



イギリスにおけるUNESCOの国際標準教育分類 ( International Standard Classification of Education: ISCED )についても、どこまで含んでいるのか定かではない。

### 3. ドイツ

ドイツでは、「外国人学生」(Ausländische Studenten)は「非ドイツ市民」と定義<sup>34</sup>しており、二重市民権保持者はドイツ市民としている。トルコ等などからの移住労働者の二世にあたるドイツ生まれの外国籍の学生は、法的な身分は外国人であるが、教育機関では留学生として扱っていないため、ドイツ人学生と同等となる。永住権についてはアメリカのように、これを持たないものと明記されてはいない。ただし、「留学生」(international student)の OECD 統計(Education at a Glance 2007)については、UNESCO の国際標準教育分類 ( International Standard Classification of Education: ISCED ) による短大や高専 ( Tertiary Type B ) の学生および大学院以上 ( advanced research programs ) の在籍者は含まれておらず、学士課程に相当する ( Tertiary Type A ) 在学生数のみが報告されている。また、ドイツ以外の国・地域で、遠隔教育 ( distance education ) によってドイツの大学のプログラムを履修しているドイツ人以外の学生は、「外国人学生」に含まれている。

ちなみに、ドイツは<sup>35</sup>世界約 60 か国の国民に対するビザを免除し、入国後、滞在地の外人局で滞在許可を申請するよう定めている。

### 4. フランス

日本の留学生 10 万人計画の数値モデルとなったフランスは、ACE によると、留学生 ( étudiant étranger ) は「非フランス市民で、永住権を有する者も含む」としている。この点、フランスもドイツ同様にアメリカや英国とは異なっている。ただし、ドイツが「外国人学生」の統計と一部の「留学生」統計をもつのに対し、フランスでは「外国人学生」と「留学生」の区別が定かではない。OECD Education at a Glance 2007 では「留学生」統計として記述されているが、「永住権を有する者も含む」とされているので、モビリティを把握するものではないようである。

ビザは、6 か月以上の滞在を希望する者で、ヨーロッパ経済圏 ( EEA ) 30 か国及びアンドラ公国、モナコ公国、スイス、サンマリノ共和国、バチカン市国の市民以外の者に求められている。

フランスの場合も UNESCO の国際標準教育分類 ( International Standard Classification of Education: ISCED ) については、どこまでの教育課程を含んでいるのか定かではない。

---

<sup>34</sup> Education at a Glance OECD 2007, Annex 3: Sources, Methods and Technical Notes, “Chapter C: Access to Education, Participation and Progression,” PP.14-15

<sup>35</sup> 在日ドイツ大使館ホームページ

<http://www.tokyo.diplo.de/Vertretung/tokyo/ja/01/Visabestimmungen/Visabestimmungen.html>

## 5. オーストラリア

オーストラリアでは、留学生は overseas student と呼称され、「非オーストラリア市民で、高等教育機関に在籍する者。ただし、永住権を有する者、ニュージーランド市民、ニュージーランド外交官及びその家族、オーストラリア政府奨学金を受給している学生を除く」と定めている<sup>36</sup>。さらに、原則として、遠隔教育（distance education）に在籍する学生やオフショア・プログラムに在籍する学生も留学生に含まれている。

UNESCO の国際標準教育分類（International Standard Classification of Education: ISCED）に依拠して定義される留学生については、学部（Tertiary Type A）在学以上の学生と短大や高専（Tertiary Type B）を含んでいる。オーストラリア政府の 2008 年 AEI（Australian Education International）統計によると、学校教育、職業教育、英語教育、その他の個々の数字とともにその合計として約 30 万人という数字が発表されている<sup>37</sup>。

一方、Universities Australia（旧 AVCC）の発表する留学生数は、約 15 万人弱となっている<sup>38</sup>。

さらにオーストラリアでは<sup>39</sup>、3 か月以上滞在し、政府認定校（CRICOS）として登録されている教育機関のコースにフルタイムで就学する場合、または学位取得コースであるか否かに関わらず、登録コースで単位取得のために就学する場合に学生ビザを発給している。

## 6. 中国

白土によると<sup>40</sup>、中国では留学生（来華留学人員）を「外国人学生」および中国の香港・マカオ・台湾の学生」と定義し、大学における外国人の受入課程を図表 2.4. のように定めている<sup>41</sup>。中国の留学生は、専科・本科生（高専、専修、短大学部に相当）、大学院生（修士・博士）、普通・高級進修生（研究生・研究員に相当）、短期生の 4 種類に分類される。中国教育年間 2006 に発表されている留学生には、短期生や学位を目的としない研究生や研究員である約 6 万人の普通・高級進修生が参入されている。

---

<sup>36</sup> Higher Education in Australia, Department of Education, Employment, and Workplace  
<<http://www.goingtouni.gov.au/Main/Quickfind/InternationalStudents/Default.htm>>

<sup>37</sup> <http://www.universitiesaustralia.edu.au/content.asp?page=/publications/international/index.htm>

<sup>38</sup> <http://aei.dest.gov.au/AEI/MIP/Statistics/StudentEnrolmentAndVisaStatistics/Default.htm>

<sup>39</sup> 在日オーストラリア大使館ホームページ、<http://www.dima.australia.or.jp/st/>

<sup>40</sup> 平成 18 年度文部科学省先導的の大学改革推進経費による委託研究「留学生交流の将来予測に関する調査研究」への特別寄稿論文「中国の留学交流の将来動向に関する考察」白土悟、2007 年

<sup>41</sup> 中国教育年鑑

図表 2.4. 中国の大学の外国人受け入れ課程の一覧表

留学種別	留学年齢 18歳以上	留学期間	留学資格	備考
専科生 (学部3年制)	25歳以下	2~3年	高卒以上の学歴があり、中国の大学専科入試の合格者	学士学位を授与しない。
本科生 (学部4年制)	25歳以下	4~5年	高卒以上の学歴があり、中国の大学本科入試の合格者	学士学位を授与する。
碩士研究生 (修士課程)	35歳以下	2~3年	本科卒業、大学院入試の合格者。	2人の教授あるいは准教授の推薦状提出。但し、中国人の場合、40歳以下。
博士研究生 (博士課程)	40歳以下	3年	修士学位を有し、大学院入試の合格者。	2人の教授あるいは准教授の推薦状提出。但し、中国人の場合、45歳以下。
語言進修生	55歳以下 (35歳以下の所もあり)	1~2年	高卒以上の学歴	「漢語進修生」「漢語生」とも呼ぶ。特別コースを履修する。
普通進修生	35歳以下 (45歳以下の所もあり)	1~2年	大学2年以上の学歴	学位取得を目的とせず、ある課題・専攻について研究する。
高級進修生	45歳以下 (50歳以下の所もあり)	1年以内	修士学位を有する者あるいは博士課程在籍者か、それ以上の学力を有する者。又は准教授以上の者	2人の教授あるいは准教授の推薦状提出。学位取得を目的とせず、ある課題・専攻について研究する。
研究学者	55歳以下	1年以内	准教授以上の者	大学の学術リソースを利用し、ある課題について研究する。
短期生	60歳以下	4~20週間	高卒以上の学歴	

(出所) 趙偉民主編『来華留学人員必備手冊』(北京語言文化大学出版社、2001年、2頁)および全国高等学校外国留学生教育管理学会編『留学中国』(今日中国出版社、2005年、32頁)より作成

## 7. マレーシア

マレーシアの入国管理法(1963 年)は、「入国管理局長が、公認の大学や教育機関によって学生と認められた外国籍の市民に、Student Pass(学生証)を発行することができる。」と規定している<sup>42</sup>。この条文から、留学生は「非マレーシア市民で、正規教育課程に在籍を許可され、学生ビザを有する者」となるが、永住許可を有する者についてはその扱いが不明である。

### 第3節 日本の定義

日本において留学生とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格の規定により、「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動」をする者と厳密に規定している。すなわち、留学の在留資格を取得し、短期大学、大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)に在籍して学習に専念する者、および我が国の大学に入学するための準備課程を設置する教育施設(日本語学校や留学生別科)において教育を受ける者を指す。

永住権を有する者あるいは扶養家族や配偶者としての在留資格の者等については、毎年5月1日付で文部科学省によって実施される大学、短大、高等専門学校を対象とした学校基本調査における「外国人学生」調査票の中で「留学生以外の外国人学生」として、留学生とは別項目でカウントされている。従って、永住者は留学生数には含まれていない。

さらに外国人留学生とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動」をする者と厳密に規定している。すなわち、留学ビザを取得し、短期大学、大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)に在籍して学習に専念する者、および我が国の大学に入学するための準備課程を設置する教育施設(日本語学校や留学生別科)において教育を受ける者を外国人留学生と称している。

一方、日本国内における就学生は、その約70%が大学等高等教育機関に進学しているにもかかわらず、在留資格上の違いから留学生としてはカウントされていない。この点については、本調査論文9章「まとめと提言」で論じている。

1995年(平成7年)度に国立大学から始まった短期留学特別プログラムでは、在籍が1年未満であっても留学ビザを取得させる短期留学生という概念が新たに加わった。ここでいう短期留学生<sup>43</sup>とは、「必ずしも(我が国の大学での)学位取得を目的とせず、我が国の大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得などを目的として、概ね1学年以内の1学期又は複数学期我が国の大学等で教育を受けて単位を修得し、又は研究指導を受ける

<sup>42</sup> Clause 13, Immigration Regulations 1963

<sup>43</sup> 平成18年版「留学生受入の概要」日本学生支援機構

「外国人学生」をいう。」となっている。OECD 2004<sup>44</sup>でも 2007<sup>45</sup>でも、留学生とは、最低 1 学期間を正規学生 (full-time equivalent) として教育課程に在籍する学生に限定すべきだとし、自国の教育機関に在籍し、かつ学費を支払いながら、他国の教育機関に 1 年未満在籍するような学生は、受入れ国の外国人留学生としてカウントすべきではないとの見解を明らかにしている。

確かにどの程度の期間から留学生としてカウントするかという問題はある。しかし、カウントの問題とは別に、短期留学はすでに世界の趨勢であり必ずしも明確な共通認識があるわけではない。本調査でも 1 学期間より短い期間の受入れで留学ビザが発給されているケースが見うけられる。

## おわりに

留学生の定義については、各国の定義がいかに独自なものであるかについて様々見てきたが、「外国人学生」(foreign student) と「留学生」(international student) の定義は、OCED も UNESCO も二律背反的な存在としてとらえているわけではなく、それぞれに重要な役目を担って利用しているのである。一国における「外国人学生」の割合は、国内の国民構成やそれに基づく国内教育の多様性あるいはその必要性を表し、「留学生」の割合は国境を越える学生の移動が世界的にどのように展開しているかについて理解を深めることが可能である。さらには、ノルウェーのように属地主義的に出生地をもって留学生としたり、アイルランド、フィンランド、スイスのように高等教育前の教育を外国で受けたことをもって留学生としたりするなど、さらに複雑な要素が各国の事情や思惑で追加されることもある。そうした中で重要なことはそれぞれの国が如何に国益と国際社会への貢献をバランスさせながら、留学生交流を展開していくかという点であろう。

2008 年 1 月 18 日、福田康夫総理は第 169 回通常国会における施政方針演説の中で、活力のある経済社会の構築を宣言し、「開かれた日本」を実現するための方策として、「留学生 30 万人計画」の策定、実施による海外の優秀な人材の確保を明言した。国の留学生受入政策として具体的な数値目標が設定されたのは 1983 年の 10 万人計画以来 25 年ぶりのことである。この数値は、現在約 11 万人といわれている日本国内の留学生数の約 3 倍に匹敵する。

刻々と変化する国際情勢や経済情勢に影響されて、留学生の定義も変化していかざるを得ないようであるが、それぞれの組織機関や国家において、目的に応じた定義がなされると同時に世界的な人的交流である留学生動向を共通の規準でデータ化するために各国の協力による共通定義も必要であると思われる。

---

<sup>44</sup> OECD2004 Internationalisation and Trade in Higher Education: Opportunities and Challenges, Annex C

<sup>45</sup> Education at a Glance OECD 2007, Chapter C “Access to Education, Participation and Progression” pp.314-316

最後に、今回の小論は本調査メンバー全員のディスカッションを経て執筆したものであり、横田、太田、服部、白石の各氏には特に詳しくご助言をいただいた。また、各種資料の翻訳作業では、太田氏の監修のもとで一橋大学大学院の荒木和華子氏にお世話になった。この場をかりてお礼申し上げたい。

## 参考文献

American Council on Education, “ACE Issue Brief, Students on the Move: The Future of International Students in the United States,” October 2006

日本学生支援機構 平成 18 年版 『留学生受入の概要』

OECD2004 Internationalisation and Trade in Higher Education: Opportunities and Challenges, Annex C

OECD 2007 Education at a Glance, Annex 3: Sources, Methods and Technical Notes, “Chapter C: Access to Education, Participation and Progression,” pp.14-15

OECD 2007 Education at a Glance, Chapter C “Access to Education, Participation and Progression” pp.314-316

趙偉民主編 『来華留学人員必備手冊』北京語言文化大学出版社 2001 2 頁

白土悟 「中国の留学交流の将来動向に関する考察」 2007 年 平成 18 年度文部科学省先導的・大学改革推進経費による委託研究『留学生交流の将来予測に関する調査研究』(研究代表者 横田雅弘) への特別寄稿論文 138 ~163 頁

全国高等学校外国留学生教育管理学会編 『留学中国』今日中国出版社 2005 年 32 頁

平成 19 年度文部科学省先導的<sub>な</sub>大学改革推進経費による委託研究  
(受託先 : 一橋大学)

**年間を通じた外国人学生受入れの実態調査**

発行日                    2008 年 5 月  
研究代表者                横田 雅弘 (明治大学国際日本学部)  
                                 168-8555 東京都杉並区永福 1-9-1  
                                 03-5300-1394